

寝屋川市

一般廃棄物処理基本計画



(答申案)

令和3年●月
寝屋川市

目次

第1部 総論

第1章	計画改定の概要	1
第1節	計画の位置付け	1
第2節	関係法令	2
第3節	廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分	3
第4節	上位計画	3
第5節	計画期間	4
第2章	本市の概況	5
第1節	人口動態	5
第2節	産業構造	5

第2部 ごみ処理基本計画

第1章	ごみ処理の状況と課題	6
第1節	ごみ排出量の推移	6
第2節	ごみ処理の流れ	9
第3節	ごみの中身	10
第4節	収集・運搬	11
第5節	中間処理	12
1.	中間処理施設	12
2.	中間処理量*の推移	13
第6節	最終処分*	17
1.	最終処分の概要	17
2.	最終処分量の推移	17
第7節	ごみ処理経費の推移	18
第8節	比較検討	19
1.	前計画の目標達成状況	19
2.	他都市との比較	20
第9節	ごみ処理における課題	23
1.	発生回避（Refuse（リフューズ））	23
2.	排出抑制（Reduce（リデュース））	23
3.	再利用（Reuse（リユース））	23
4.	再資源化（Recycle（リサイクル））	23
5.	収集・運搬	24
6.	中間処理	24
7.	最終処分	24
8.	災害時体制	24
第2章	計画の基本的事項の検討	25
第1節	計画のめざす姿	25
1.	基本理念	25

2. 基本方針.....	26
第2節 ごみ排出量の推計（単純推計）.....	27
第3節 ごみ減量目標値の設定.....	29
1. 目標の設定年度.....	29
2. 減量化・再資源化目標の全体目標.....	29
3. 減量化・再資源化目標の個別目標.....	30
第4節 行動計画.....	38
1. 減量化・再資源化の推進.....	39
2. 適正かつ効率的な処理の推進.....	41
3. 災害時体制の充実.....	43
第5節 収集・運搬計画.....	47
1. 収集・運搬の主体.....	47
2. 分別の種類・区分及び分別の方法等.....	47
3. 分別収集体制.....	47
第6節 中間処理計画.....	47
1. 中間処理の主体.....	47
2. 中間処理施設及び中間処理量.....	47
第7節 最終処分計画.....	48
1. 最終処分の主体.....	48
2. 最終処分量.....	48

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況と課題.....	50
第1節 生活排水処理の状況.....	50
1. 生活排水処理の流れ.....	50
2. 処理主体.....	51
3. 公共下水道の整備状況.....	52
4. 生活排水処理形態別人口.....	53
5. し尿及び浄化槽汚泥量.....	55
6. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制.....	56
7. し尿及び浄化槽汚泥処理施設の状況.....	57
8. 前計画の予測値と実績との比較.....	57
9. 市内公共用水域の水質.....	58
第2節 生活排水処理に係る課題.....	58
1. 公共下水道への接続.....	58
2. 浄化槽の適正な維持管理.....	58
3. 処理施設の適正な運営及び維持管理.....	58
第2章 生活排水処理基本計画.....	59
第1節 生活排水処理形態別人口の将来目標.....	59
第2節 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測.....	59
第3節 基本方針.....	61

第4節	生活排水処理基本計画.....	61
1.	下水道未接続世帯対策.....	61
2.	し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制.....	61
3.	し尿及び浄化槽汚泥処理施設の方向性.....	61
4.	公共用水域の保全に関する啓発.....	61

第1部 総論

第1章 計画改定の概要

第1節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

寝屋川市（以下「本市」という。）では、平成23年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が採択されました。さらに同年、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、貧困や不平等・格差等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）※」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出や経済活動の自粛等により、国民一人一人のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められる中、前計画の改定時期であり、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、このたび計画を改定しました。

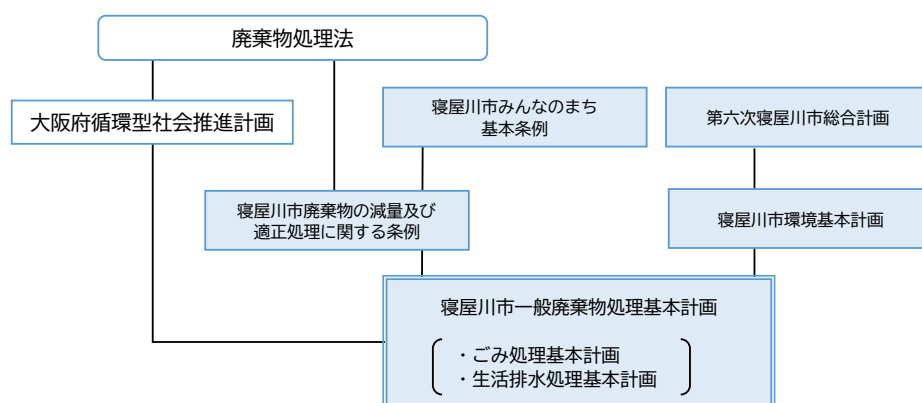


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

コラム 持続可能な開発目標（SDGs）とは

平成27年、国連持続可能な開発サミットが150を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは人間・地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び目標を掲げており、この目標が17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。



第2節 関係法令

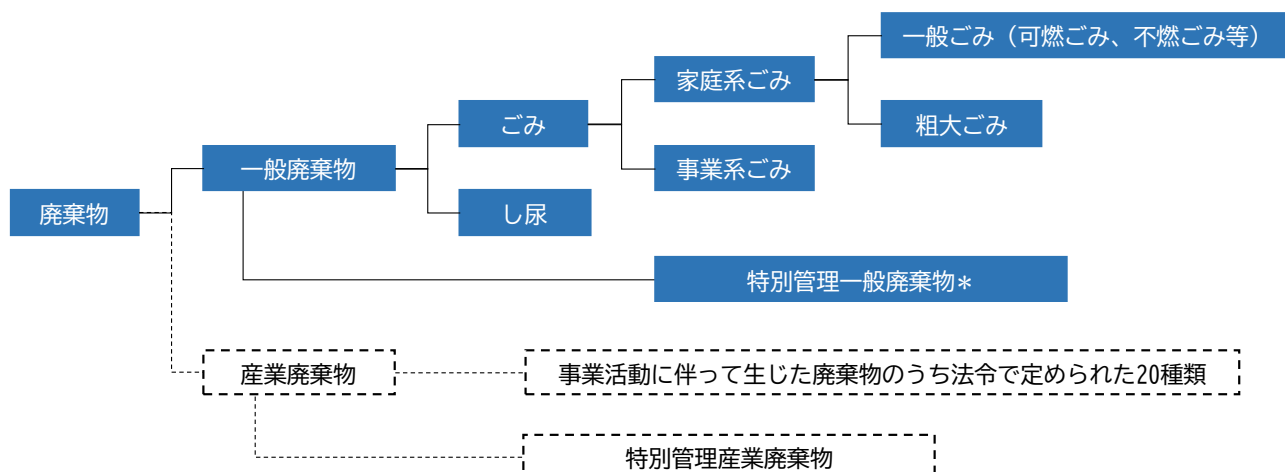
本計画は、廃棄物処理法はもとより、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法や関連計画に基づき、一般廃棄物処理の方向性を示すものです。



図1-2 関係法令

第3節 廃棄物処理法に基づく廃棄物の区分

廃棄物は、市町村に処理責任がある一般廃棄物、事業者処理責任がある産業廃棄物に区分されます。一般廃棄物にはごみとし尿があり、ごみには家庭系ごみと事業系ごみがあります。さらに家庭系ごみには一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみなど）、粗大ごみ（臨時ごみ）があります。（図1-3）



*特別管理一般廃棄物：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

図1-3 廃棄物の区分

第4節 上位計画

1) 寝屋川市総合計画

本市では、平成23年に第五次寝屋川市総合計画を策定し、市のめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりを進めてきました。その間、平成31年4月に本市は中核市に移行し、行政運営における権能や裁量を拡充する中、環境分野においては「環境を守り育てるまちづくり」を推進してきました。

令和3年度から令和9年度を計画期間とした第六次寝屋川市総合計画においては、市民生活を支えるため「環境を守り、日頃のくらしを良好にする」ための施策を実施します。

2) 寝屋川市環境基本計画

本市では、平成23年に寝屋川市環境基本計画（改定版）を策定し、令和2年度を目標年度として5つの基本目標に基づく施策と2つの重点施策を実施してきました。計画期間においては、SDGsの採択や、パリ協定の発効など、地球環境問題を含む持続可能な社会の実現に向け、大きな動きがありました。

これらの動きを踏まえ、本市の現状に応じた計画を策定する必要があることから、令和3年度から令和12年度を計画期間とした「第3次寝屋川市環境基本計画」を策定し、「水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で人にやさしくなれるまち～環境を私たちが考え、守り、育てるまち ねやがわし～」をめざすべき環境像とした取組を進めます。

第5節 計画期間

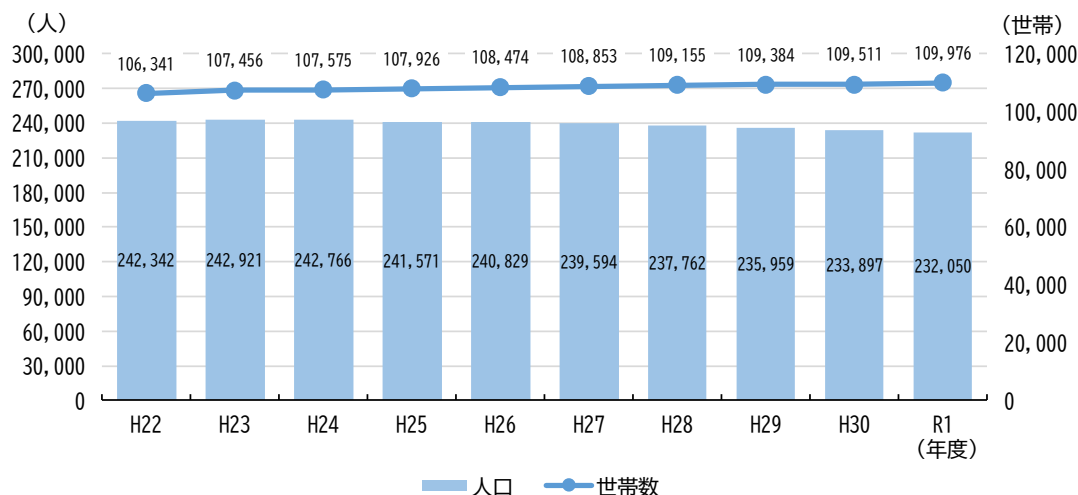
環境省が定める「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理基本計画は市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、計画期間は概ね10年から15年程度とされています。また、上位計画である「寝屋川市環境基本計画」の目標年次が令和12年度であることから、本計画の計画期間については令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画期間内でも、社会情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第2章 本市の概況

第1節 人口動態

本市の人口は過去10年間減少傾向です。一方、世帯数は単身世帯の増加等により、増加傾向です。(図1-4)



出典：寝屋川市統計書 2019年版

図1-4 人口・世帯数の推移

第2節 産業構造

事業所数は、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」と続いています。また、従業者数は、「卸売・小売業」が最も多く、次いで、「医療・福祉」、「製造業」です。人口1,000人当たりの従業者数は、大阪府（大阪市を除く）全体と比較して2割程度低く、宿泊業・飲食サービス業を除く業種において低くなっています。(表1-1)

表1-1 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類	寝屋川市			大阪府（大阪市除く）		
	事業所数 (件)	従業者数(人)	人口1,000人 当たり(人)	事業所数 (件)	従業者数(人)	人口1,000人 当たり(人)
第1次産業	4	14	0	241	1,976	0
農業、林業	4	14	0	236	1,913	0
漁業	0	0	0	5	63	0
第2次産業	1,101	12,804	54	42,374	511,659	83
鉱業	0	0	0	8	100	0
建設業	552	3,496	15	16,260	106,807	17
製造業	549	9,308	39	26,106	404,752	66
第3次産業	6,014	58,208	245	171,865	1,724,793	281
電気・ガス・熱供給・水道業	3	35	0	151	4,046	1
情報通信業	19	191	1	1,154	12,890	2
運輸業・郵便業	123	5,801	24	6,338	152,546	25
卸売・小売業	1692	15,380	65	50,242	456,752	74
金融・保険業	79	1,150	5	2,469	39,026	6
不動産業・物品賃貸業	642	2,109	9	18,346	62,011	10
学術研究、専門・技術サービス業	191	1,515	6	5,980	45,588	7
宿泊業・飲食サービス業	1,087	7,905	33	26,372	198,259	32
生活関連サービス業、娯楽業	761	3,267	14	18,203	90,359	15
教育・学習支援業	240	2,650	11	7,841	96,544	16
医療・福祉	786	12,771	54	21,552	372,743	61
複合サービス事業	32	250	1	942	13,516	2
他に分類されないもの	336	3,554	15	11,483	125,812	21
公務	23	1,630	7	792	54,701	9
総計（但し、公務は除く）	7,096	69,396	292	213,688	2,183,727	356

出典：寝屋川市統計書 2019年版「産業（大分類）別府内事業者数（平成28年6月1日）」

*寝屋川市人口は「寝屋川市統計書 2019年版」（平成28年10月1日）、大阪府人口は「大阪府統計年鑑平成30年度」（平成28年10月1日）

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況と課題

第1節 ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成27年度から令和元年度の5年間で見ると家庭系ごみは約2%、事業系ごみは約11%減少しており、総排出量（発生量）では約5%減少しています。これは人口減少、各種ごみ減量施策の効果によるものと考えられます。また、事業系ごみに関しては平成26年度に事業系ごみ搬入手数料の改定したことも要因と考えられます。（表2-1、図2-1）

表2-1 ごみ排出量の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口（各年10月1日時点）	人	239,594	237,762	235,959	233,897	232,050
総排出量（発生量）	t/年	75,927	74,198	72,444	73,676	71,771
資源集団回収量	t/年	6,723	6,423	6,019	5,861	5,822
排出量（家庭系+事業系）	t/年	69,205	67,775	66,426	67,815	65,949
家庭系ごみ量合計	t/年	50,037	49,481	48,178	50,071	48,840
可燃ごみ	t/年	35,495	35,089	33,806	34,256	33,828
不燃ごみ	t/年	3,561	3,467	3,514	4,765	4,170
資源ごみ	t/年	10,228	10,086	10,073	10,293	10,142
臨時ごみ	t/年	753	839	785	758	700
事業系ごみ量合計	t/年	19,168	18,294	18,248	17,743	17,109
可燃ごみ	t/年	19,070	18,166	18,113	17,535	16,902
資源ごみ	t/年	98	129	135	208	207

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※人口は外国人登録を含む

※H30は災害廃棄物量（1960.2t（可燃1,096.5t+不燃863.7t））を含む

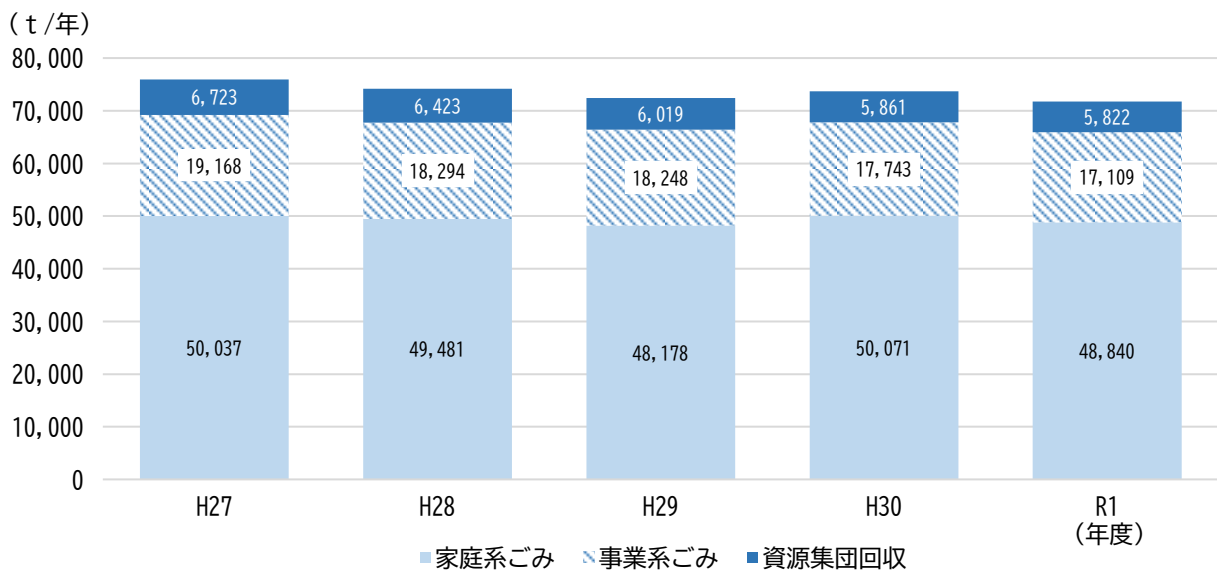


図2-1 ごみ排出量の推移

ごみ排出原単位*は、平成27年度から令和元年度の5年間で見ると家庭系ごみは約1%増加しています。事業系ごみは約8%減少しており、総排出量は約2%減少しています。(表2-2、図2-2)

*ごみ排出原単位：1人1日当たりのごみ排出量を示すもので、排出量÷人口÷365日(閏年は366日)より求められ、単位はg/人・日で表わす。

表2-2 ごみ排出原単位の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
人口(各年10月1日時点)	人	239,594	237,762	235,959	233,897	232,050
総排出量(発生量)	g/人・日	865.9	855.0	841.2	863.0	845.1
資源集団回収量	g/人・日	76.7	74.0	69.9	68.7	68.6
排出量(家庭系+事業系)	g/人・日	789.2	781.0	771.3	794.3	776.5
家庭系ごみ量合計	g/人・日	570.6	570.2	559.4	586.5	575.1
可燃ごみ	g/人・日	404.8	404.3	392.5	401.3	398.3
不燃ごみ	g/人・日	40.6	40.0	40.8	55.8	49.1
資源ごみ	g/人・日	116.6	116.2	117.0	120.6	119.4
臨時ごみ	g/人・日	8.6	9.7	9.1	8.9	8.2
事業系ごみ量合計	g/人・日	218.6	210.8	211.9	207.8	201.4
可燃ごみ	g/人・日	217.5	209.3	210.3	205.4	199.0
資源ごみ	g/人・日	1.1	1.5	1.6	2.4	2.4

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※人口は外国人登録を含む

※H30は災害廃棄物を含む

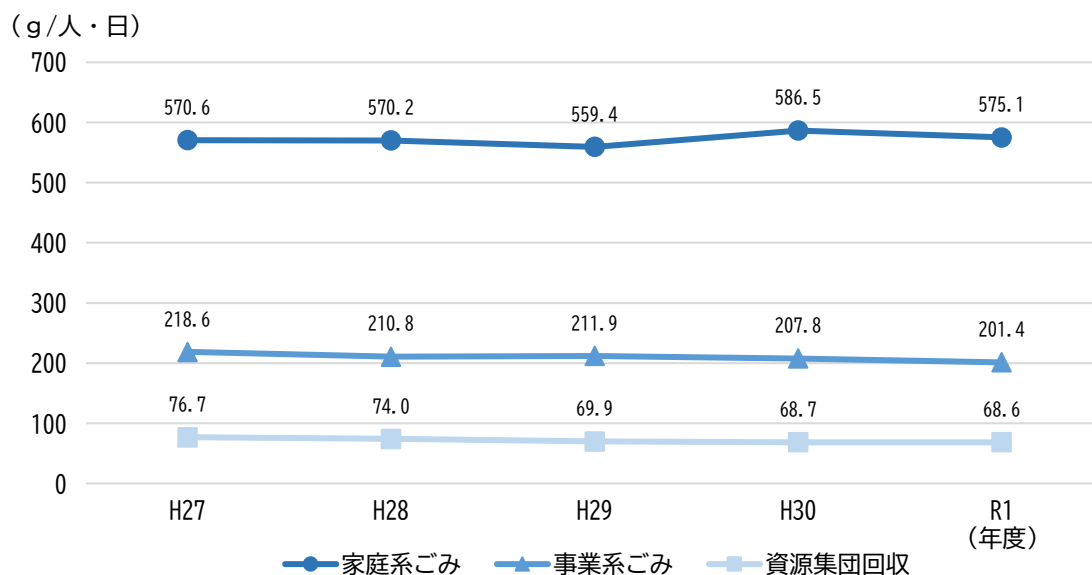


図2-2 ごみ排出原単位の推移

平成 27 年度から令和元年度のうち、最もごみ量の多い平成 27 年度と令和元年度のごみ排出区分内訳について、最も大きく減少しているのは事業系ごみ (2,059 t 減) で、次いで家庭系ごみ中の可燃ごみ (1,667 t 減)、資源ごみ (86 t 減) の順となっています。
(図 2-3)

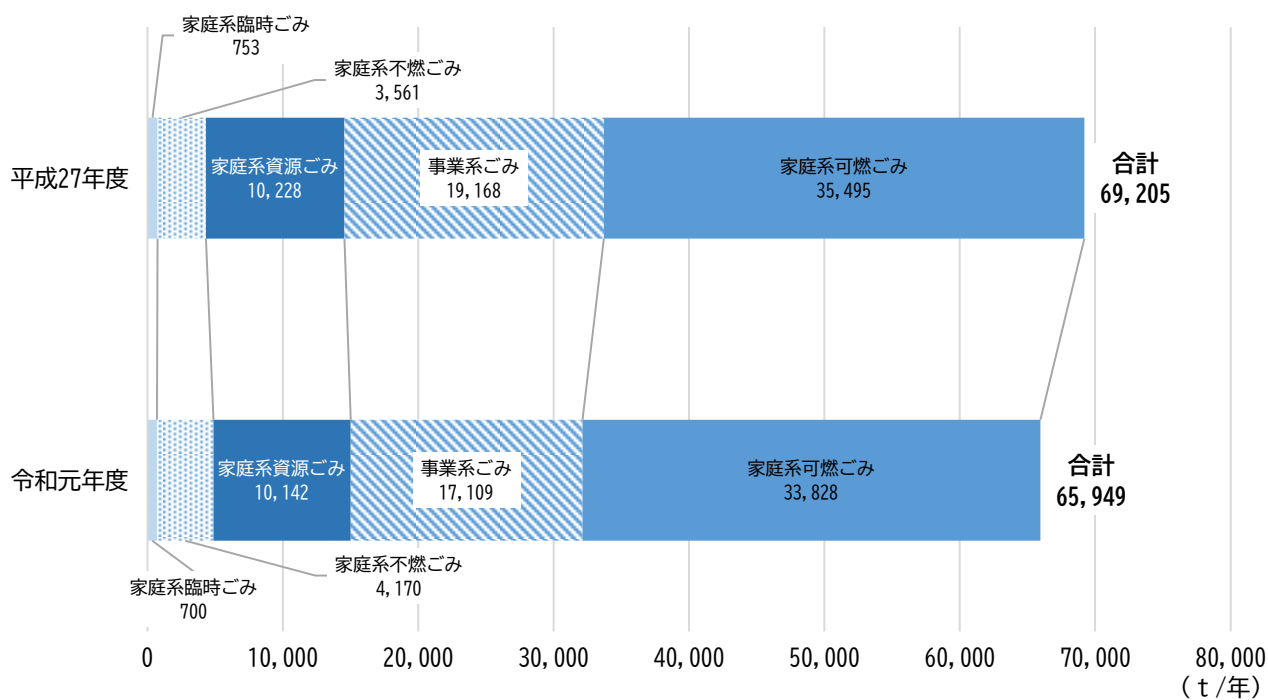


図 2-3 ごみ排出区分別内訳の比較

第2節 ごみ処理の流れ

令和元年度における本市のごみ処理フローを示します。(図2-4)

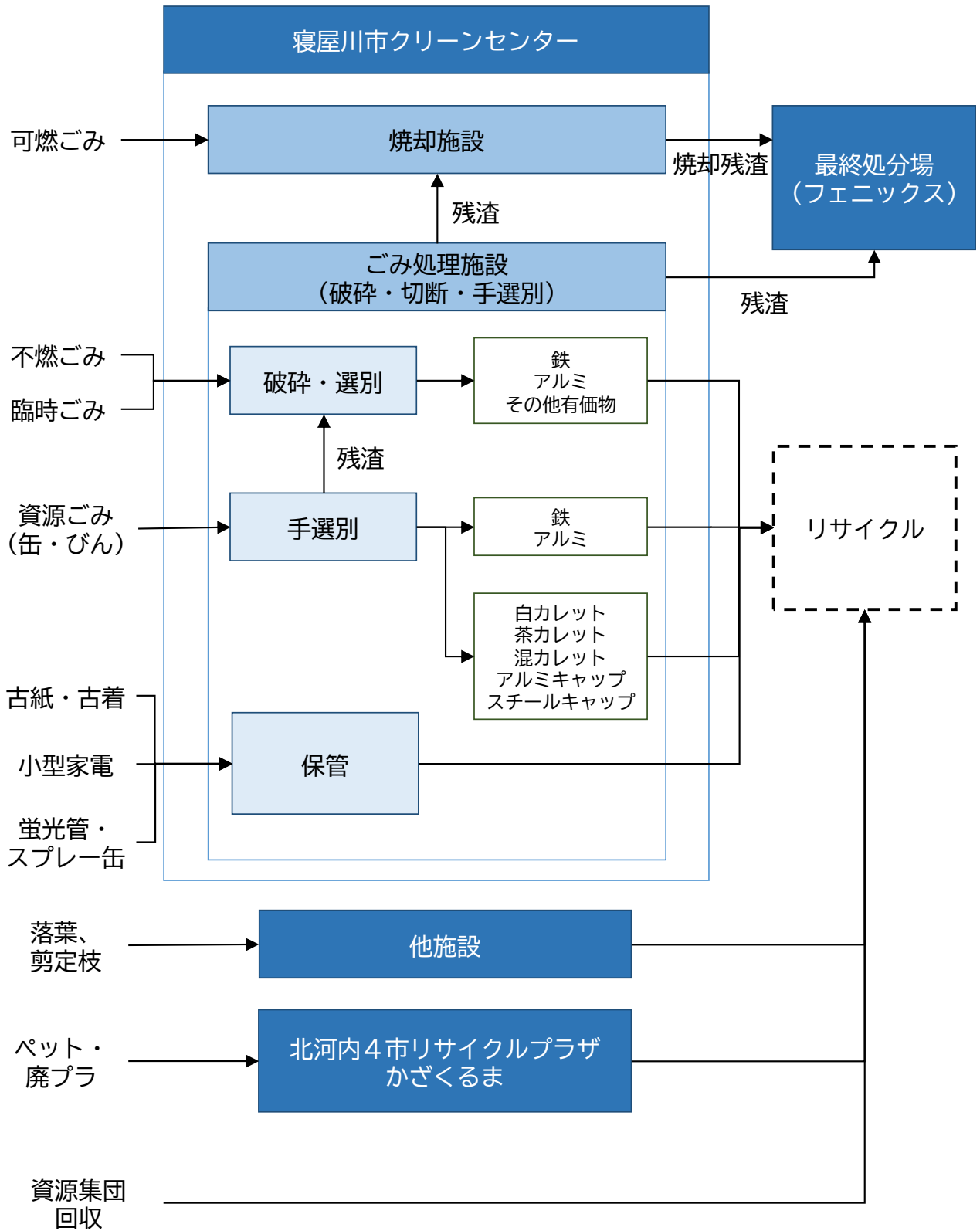


図2-4 ごみ処理フロー

第3節 ごみの中身

平成 28 年度に実施したごみ質分析調査から、可燃ごみと不燃ごみの合計に占める資源化可能物の割合は、紙類が約 15%、プラスチック類が約 7%、金属類が約 1%など、資源化が可能なものが約 25%含まれています。また、堆肥化が可能なものが約 39.7%含まれています。(図 2-5)

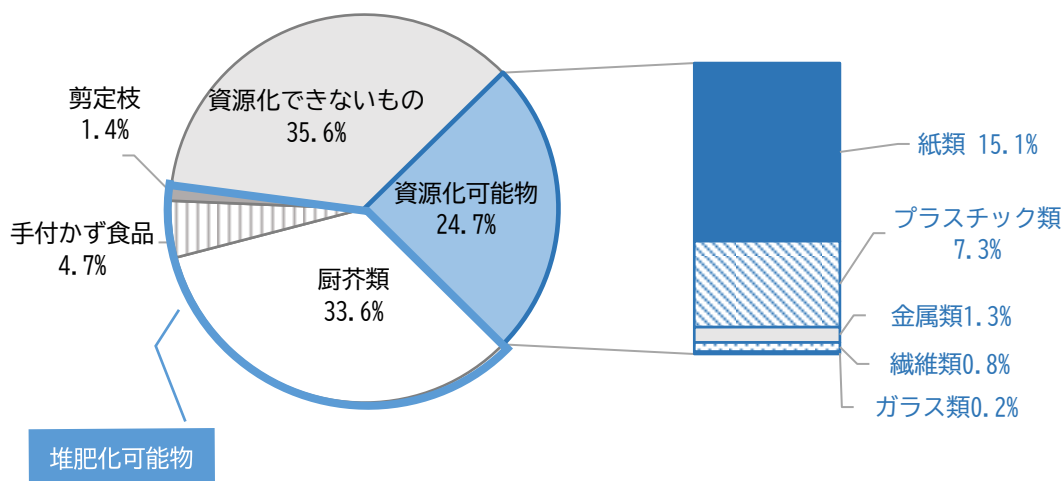


図 2-5 資源化可能物の割合 (可燃ごみと不燃ごみの合計：重量比)

平成 28 年度寝屋川市ごみ質分析調査報告書 (資料 6・7 参照)

ごみの中に含まれる古紙等の資源化可能物、レジ袋や手付かず食品等の発生抑制可能物、分別排出行動の徹底による削減可能物などの混入状況を確認するとともに、排出実態からみたごみ減量化・資源化の可能性を検討しました。

調査日程：平成 28 年 7 月上旬から中旬にかけて実施

【家庭系ごみ排出状況調査】

調査対象：密集住宅地区、戸建て住宅地区、中高層住宅地区
各地区概ね 100 世帯

調査対象ごみ：可燃ごみ、廃プラ・ペットボトル、不燃ごみ、缶・びん、古紙・古着

【事業系ごみ排出状況調査】

調査対象：スーパー、飲食店街、飲食・食品小売等混在商店街、オフィスビル

調査対象量：約 100~150kg

第4節 収集・運搬

令和元年度における収集区分は家庭系ごみを12区分、事業系ごみを2区分に分別して排出いただき、収集・運搬を行っています。(表2-3)

(資料4 家庭系ごみ収集区分の変遷)

表2-3 収集区分及び収集方法

排出区分	内容	収集回数	排出形態	収集方法	
家庭	可燃ごみ	台所ごみ、木くず、皮革製品等	週2回(火・金)	ステーション	直営収集及び委託収集
	古紙・古着	新聞紙、雑誌、衣類、段ボール等	週1回(月/木)		
	不燃ごみ	プラスチック製品、電化製品*1等	月2~3回 (第1・3・5水)		
	乾電池・ライター類	乾電池、ライター類			
	缶・びん	食品用や飲料用の缶・びん	月2回(第2・4水)		
	廃プラ・ペットボトル	プラスチック製容器包装・ペットボトル*2	週1回(月/木)		
	臨時ごみ	大型家具、大型家電製品、引越しごみ等	随時・電話申込(引取)	個別	直営収集(有料)
			随時(持ち込み)	直接搬入	直接搬入(有料)
	蛍光灯	蛍光灯	随時	拠点	委託収集
	スプレー缶	ヘアスプレー、カセットボンベ等			
	小型家電	スマホ、ノートPC、デジカメ等	随時	ボックス	直営収集
	小型充電式電池	ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	随時	ボックス	直営収集
落葉・剪定枝	落葉・剪定枝	随時	個別	直営収集	
事業所	可燃ごみ	工場、事業所、飲食店、販売店等からの可燃ごみ*3	週2~7回 または随時	個別	許可収集(有料)
	缶・びん				

*1 家電リサイクル法・小型家電回収品目除く

*2 容器包装リサイクル法対象

*3 魚あら等については、全量、再資源化するため、一般廃棄物再生利用業指定業者が収集し、小島サステナブルフィッシュリーズ株式会社に引き渡す

第5節 中間処理

1. 中間処理施設

旧焼却処理施設の老朽化による処理能力の低下や機器機能の低下等により、平成27年度から平成29年度に新焼却施設の建設し、平成30年3月に稼働を開始しました。(表2-4)

表2-4 中間処理施設の概要

区分	焼却処理施設	破碎処理施設	プラスチック類処理施設
名称	寝屋川市クリーンセンター 焼却施設	寝屋川市クリーンセンター ごみ処理施設 (破碎・切断・手選別)	北河内4市リサイクルプラザ かざぐるま
運営主体	寝屋川市		北河内4市リサイクル施設組合
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目2番1号		寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
敷地面積	16,591㎡		4,866㎡
建築面積	2,749.39㎡	1,992.863㎡	2,063㎡
延床面積	9,641.89㎡	4,849.602㎡	4,618㎡
建設年月	着工：平成27年 7月	着工：平成3年 12月	着工：平成18年 7月
	竣工：平成30年 3月	竣工：平成6年 3月	竣工：平成19年 12月
	稼働：平成30年 3月	稼働：平成6年 4月	稼働：平成20年 2月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)	横型衝撃・せん断式 併用回転式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	200 t /24h (100 t /24h×2基)	107 t /5h (破碎75 t、切断7 t、手選別25 t)	53 t /11h
処理対象	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	ペットボトル プラスチック製容器包装
設備概要	燃焼ガス冷却：廃熱ボイラ式 余熱利用：蒸気タービン発電、 場内給湯 排ガス処理：高効率乾式 ろ過式集じん器、 触媒反応塔 排水処理：処理後再利用 (ピット散水等) 及び下水道放流 薬剤 飛灰処理：	破碎後選別施設 磁選機、アルミ選別機 可燃物・不燃物分離装置 有価物選別施設 手選別ライン、磁選機、 アルミレーブレス機、金属圧縮機	集じん・活性炭吸着装置 トルエン・T-VOC測定器
発電能力	蒸気タービン：4,710kw 太陽光発電：60kw	—	風力発電：150w



寝屋川市クリーンセンター焼却施設では、1日に200トンものごみを焼却しています。また燃やすときに出る廃熱で、発電も行っています。

2. 中間処理量*の推移

中間処理量は平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で見ると、焼却処理は約 5%減少、破碎処理は約 17%増加、選別処理は約 2%減少しています。また、ペットボトル・廃プラは横ばいです。(表 2-5、図 2-6、図 2-7、図 2-8)

*中間処理：ごみを焼却したり破碎したりしてごみを減量化（減容化）もしくは再資源化を行うこと。

表 2-5 中間処理量の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理対象物	t/年	58,340	57,083	56,051	56,731	55,312
破碎処理対象物	t/年	4,830	4,832	5,021	6,150	5,643
選別処理対象物	t/年	2,109	2,082	2,081	2,084	2,067
ヤード	t/年	4,035	3,992	3,986	4,201	4,023
古紙・古着	t/年	3,925	3,885	3,886	4,090	3,984
小型家電、蛍光灯・スプレー缶	t/年	110	107	100	111	40
他施設	t/年	0	0	0	12	88
スプレー缶	t/年					73
落葉・剪定枝	t/年				12	16
リサイクルプラザ「かざぐるま」	t/年	4,249	4,206	4,204	4,263	4,236
ペットボトル・廃プラ	t/年	4,249	4,206	4,204	4,263	4,236
合計	t/年	73,563	72,196	71,343	73,441	71,369

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※H30 は災害廃棄物を含む

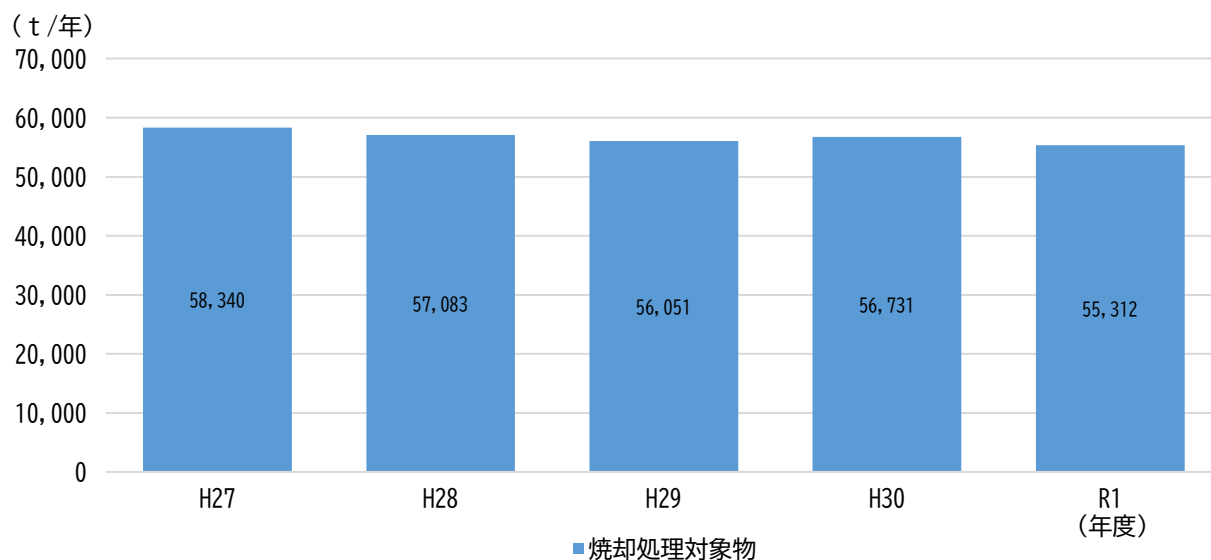


図 2-6 焼却処理対象量の推移

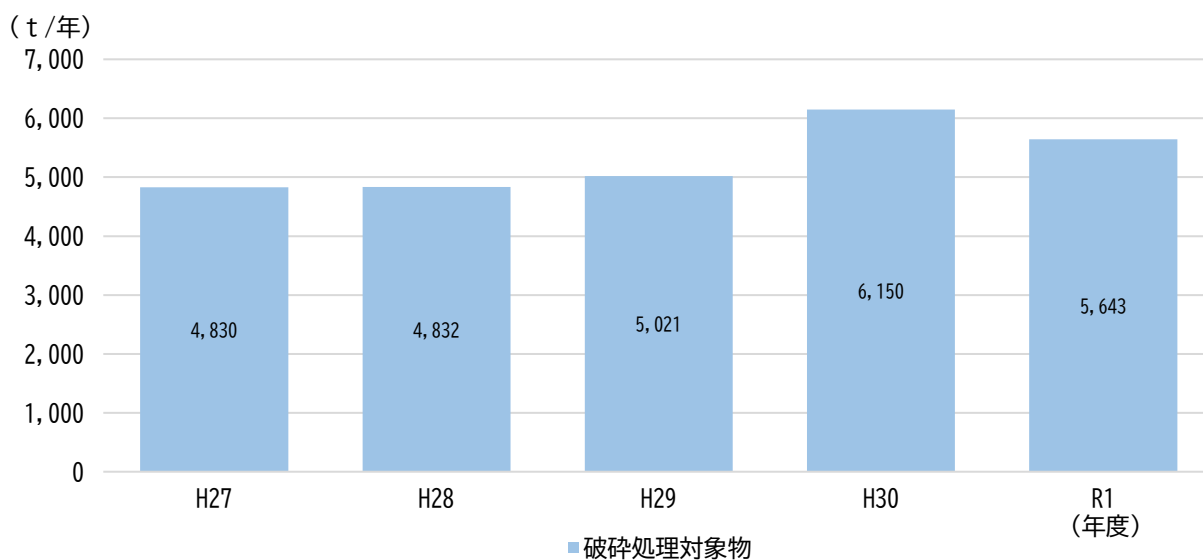


図2-7 碎破処理対象量の推移

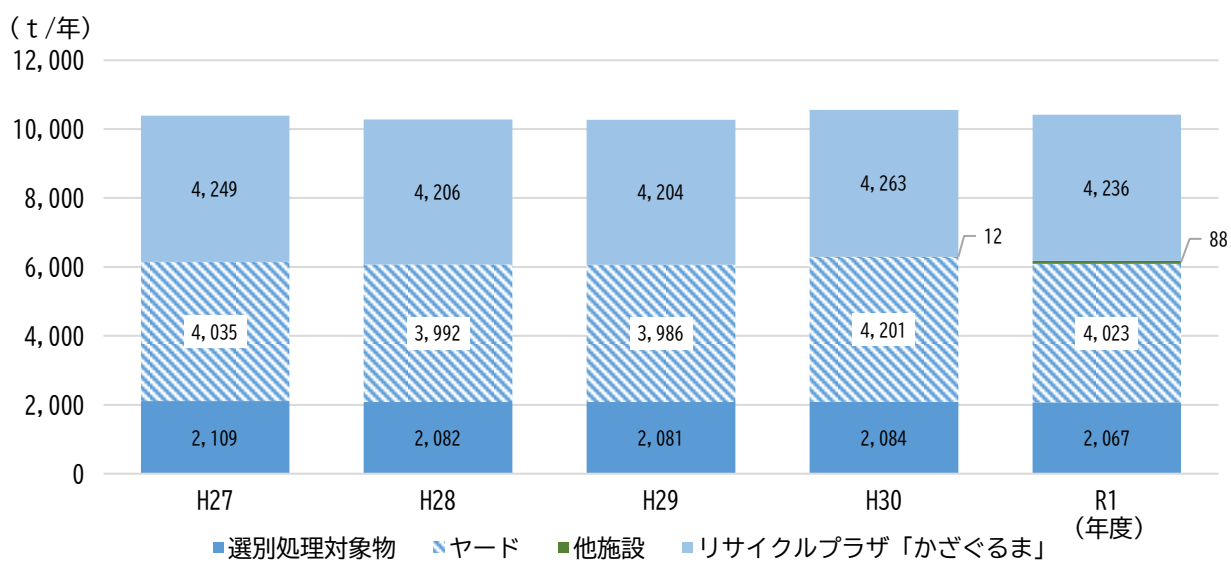


図2-8 資源化処理対象量の推移

資源化量の推移は、過去5年間で増加傾向にあるものは破碎資源化物、平成30年度より分別収集を開始した小型家電、落葉、剪定枝であり、その他は減少傾向にあります。
(表2-6、図2-9)

表2-6 資源化量の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
選別資源化物(ガラス・金属)	t/年	1,454	1,381	968	1,045	1,028
破碎資源化物(鉄・アルミ等)	t/年	478	483	459	622	642
プラスチック・ペットボトル	t/年	4,038	3,979	3,977	4,035	3,981
古紙・古着	t/年	3,895	3,828	3,765	3,930	3,701
乾電池	t/年	32	33	33	35	31
蛍光灯	t/年	33	29	29	30	29
小型家電	t/年				15	17
落葉・剪定枝	t/年				12	16
合計	t/年	9,930	9,733	9,231	9,725	9,446

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある
※H30は災害廃棄物を含む

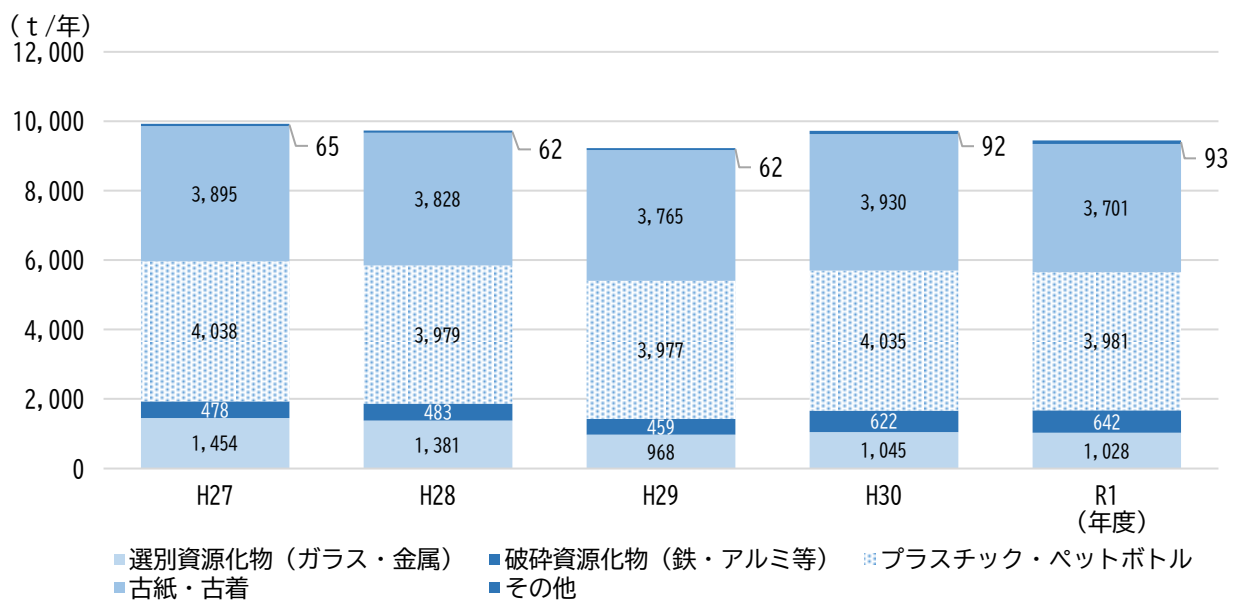


図2-9 資源化量の推移

市民による資源集団回収量は、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で見ると、減少傾向にあり、新聞紙購買数の減少や電子書籍の普及による紙媒体の減少が一因となっています。(図 2-10)

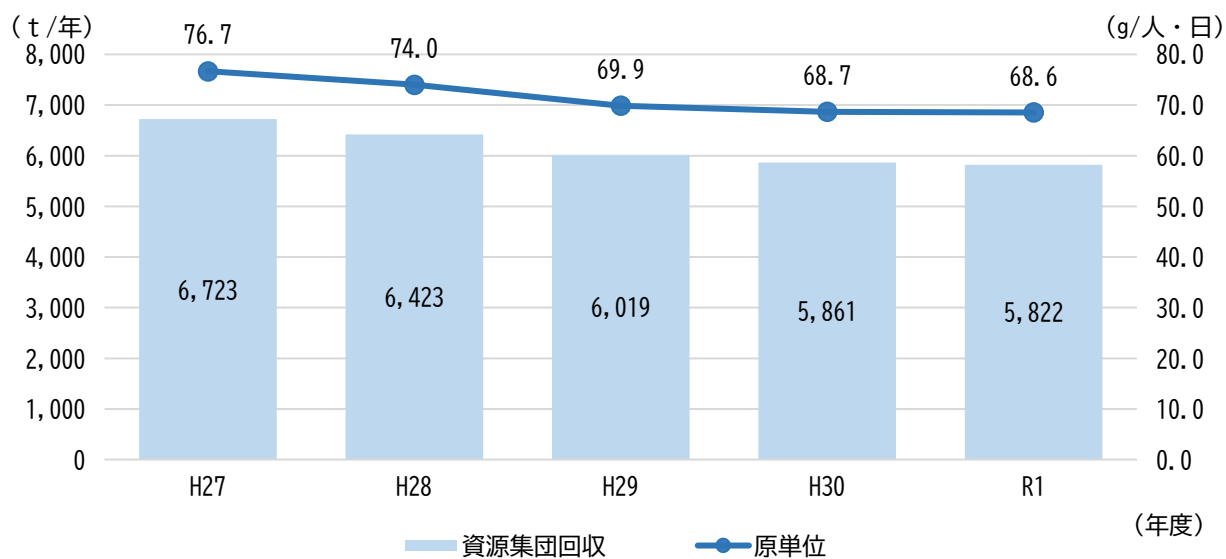


図 2-10 資源集団回収量の推移

第6節 最終処分*

1. 最終処分の概要

大阪湾フェニックス計画に参画し、市から排出される最終処分対象物（焼却残渣*、選別残渣（埋立）*、破碎不燃物）を大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）にて最終処分を行っています。

2. 最終処分量の推移

最終処分量は、平成 27 年度から令和元年度の5年間で見ると、減少傾向にあり、要因は焼却施設の新設による焼却残渣量の減少が考えられます。選別残渣（埋立）については大きな変化はありません。また、破碎不燃物は増加傾向にあります。（表2-7、図2-11）

*最終処分：中間処理により減量化を行った廃棄物のうち、再資源化できないものを処理すること。最終処分場での埋立処分を指す。

*焼却残渣：焼却炉の底部から排出される灰（焼却灰）。H27、H28 には処理飛灰も含まれる。

*選別残渣（埋立）：選別施設にて選別された後、焼却処理・再資源化できないもの。

*処理飛灰：集じん装置によって集められたばいじん（飛灰）。

表2-7 最終処分量の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
焼却残渣	t/年	9,711	9,527	8,679	6,059	5,093
処理飛灰*	t/年			383	2,195	2,054
選別残渣（埋立）	t/年	139	165	173	244	147
破碎不燃物	t/年	796	784	854	1,125	1,045
合計	t/年	10,646	10,476	10,089	9,623	8,339

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

※H30 は災害廃棄物を含む

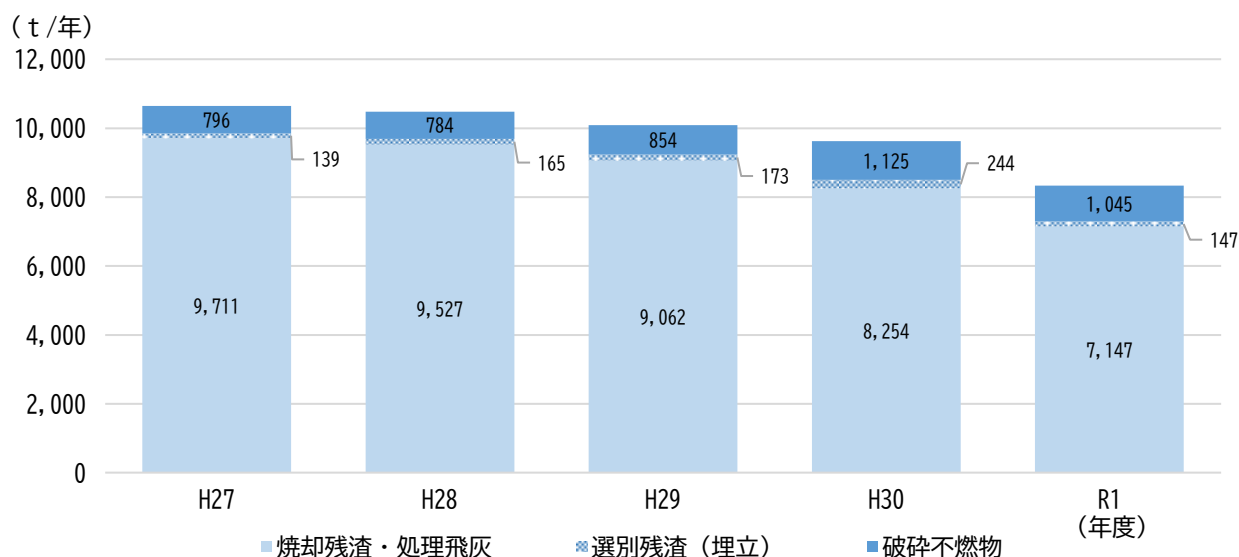


図2-11 最終処分量の推移

第7節 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は平成27年度から平成30年度の過去4年間でみると、クリーンセンターの新設に当たり平成27年度から平成29年度は工事費が高くなっています。

平成30年度におけるごみ1t当たりのごみ処理経費は26,344円、市民1人当たりでみると8,298円となっています。(表2-8)

表2-8 ごみ処理経費の推移

項目\年度		H27	H28	H29	H30
人口	(人)	239,594	237,762	235,959	233,897
総排出量	(t)	75,927	74,198	72,445	73,675
総事業費	(千円)	3,069,357	7,533,233	8,312,275	1,940,869
建設改良費	(千円)	759,429	5,275,573	6,203,047	12,000
工事費	(千円)	759,429	5,275,573	6,203,047	12,000
中間処理施設	(千円)	755,986	5,272,879	6,199,925	9,120
最終処分場	(千円)	3,443	2,694	3,122	2,880
処理及び維持管理費	(千円)	2,246,279	2,194,298	2,046,218	1,874,815
人件費	(千円)	986,065	947,773	884,688	837,055
処理費	(千円)	462,840	422,892	301,557	158,816
収集運搬費	(千円)	35,526	35,943	28,059	32,702
中間処理費	(千円)	427,314	386,949	273,498	126,115
最終処分費	(千円)	0	0	0	0
車両購入費	(千円)	29,376	17,982	22,157	10,364
委託費	(千円)	761,270	792,799	831,947	861,268
収集運搬費	(千円)	433,886	434,736	472,061	471,761
中間処理費	(千円)	230,803	263,025	268,359	284,539
最終処分費	(千円)	96,581	95,038	91,527	104,968
その他	(千円)	0	0	0	0
調査研究費	(千円)	6,728	12,852	5,869	7,312
その他	(千円)	63,649	63,362	63,010	54,055
1t当たりの費用	(円/t)	40,425	101,529	114,739	26,344
1人当たりの費用	(円/人)	12,811	31,684	35,228	8,298

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（H30）

第8節 比較検討

1. 前計画の目標達成状況

前計画では、循環型社会の構築をめざし、4Rの推進及び適正処理の考え方に立った目標値とし、ごみの発生抑制に関する目標、再資源化に関する目標、最終処分に関する目標を設定しました。

●ごみの発生抑制に関する目標

- ・家庭系ごみ排出原単位
令和2年度（平成32年度）に平成21年度比で約5%削減
- ・事業系ごみ排出原単位
令和2年度（平成32年度）に平成21年度比で約10%削減

●再資源化に関する目標

- ・再生利用率*を令和2年度（平成32年度）に約27%（資源集団回収を含む）

●最終処分に関する目標

- ・最終処分量を令和2年度（平成32年度）に平成21年度比で約20%削減

* 再生利用率（リサイクル率）：ごみ排出量のうち再資源化されるものの割合。
 $(\text{市での資源化量} + \text{資源集団回収量}) \div (\text{排出量} + \text{資源集団回収量}) \times 100$ により求められる。

前計画目標値の達成状況を表2-9に示します。令和2年度目標値の達成状況については、令和元年度時点での見込みとして示します。

なお、未達成のうち、「事業系ごみ」は年々減少していましたが、料金改定前に一時的に増加し、その後減少に転じています。一時的に増加した影響で、前計画目標値は未達成ですが、直近5年間は減少しています。これに伴い、事業系ごみと家庭系ごみの合計である「1人1日当たりごみ排出量」も同様の傾向を示しています。

また、再生利用率については、全国平均19.9%、大阪府内平均13.3%、北河内7市平均17.1%〔詳細はp.20を参照〕と比べても本市の再生利用率は高いが、前計画にて想定した目標には至りませんでした。

表2-9 前計画目標値の達成状況

項目\年度	単位	前計画目標値		実績		達成状況
		前期 (H27)	後期 (R2)	H27	R1	
人口	人	228,559	215,360	239,594	232,050	—
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	865.5	837.8	865.85	845.06	×
家庭系ごみ	g/人・日	661.5	644.6	647.26	643.62	○
事業系ごみ	g/人・日	204.0	193.2	218.59	201.44	×
再生利用率	%	25	27	21.9	21.3	×
最終処分量	t	10,400	9,300	10,646	8,339	○

○：目標達成見込み ×：目標達成が困難

2. 他都市との比較

(1) 全国、大阪府及び北河内7市との比較（資料8参照）

平成30年度の全国平均、大阪府内平均及び北河内7市平均との比較を行いました。

① ごみ排出原単位

本市のごみ排出原単位は、北河内7市の平均値と比較して約3.4%高くなっています。特に、家庭系ごみは、北河内7市の中で2番目に高く、大阪府内平均と比較しても約14.5%高いため、家庭系ごみの減量化に向けた取組が必要と考えられます。（図2-12）

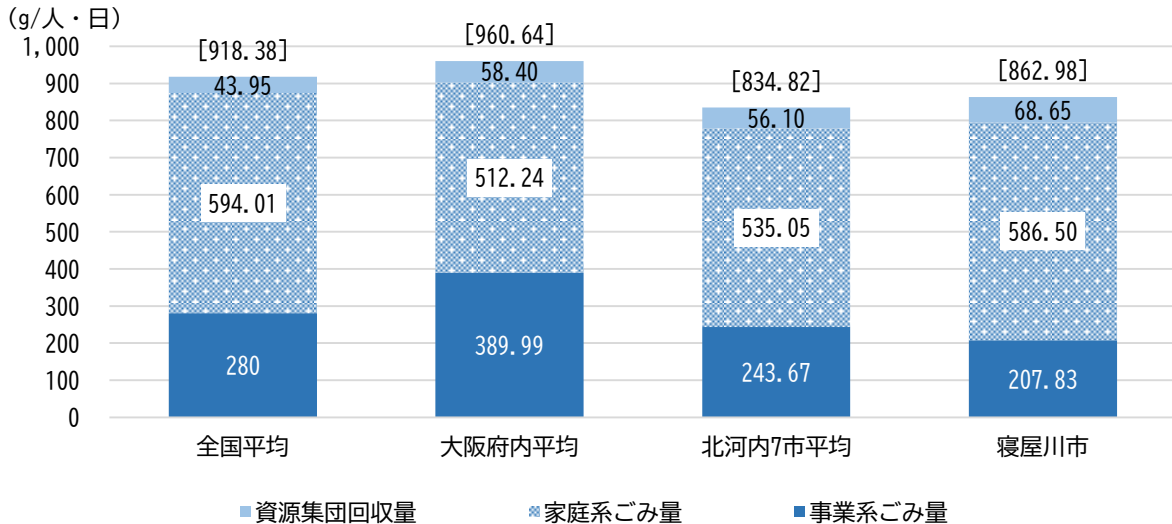


図2-12 ごみ排出原単位の比較（平成30年度）

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（H30）

② 再生利用率・資源化量の比較

市民1人1日当たりの資源化量は全国平均、大阪府内平均、北河内7市平均の中で2番目に多くなっています。また、再生利用率は、全国平均、大阪府内平均、北河内7市平均の中で最も高くなっています。（図2-13）

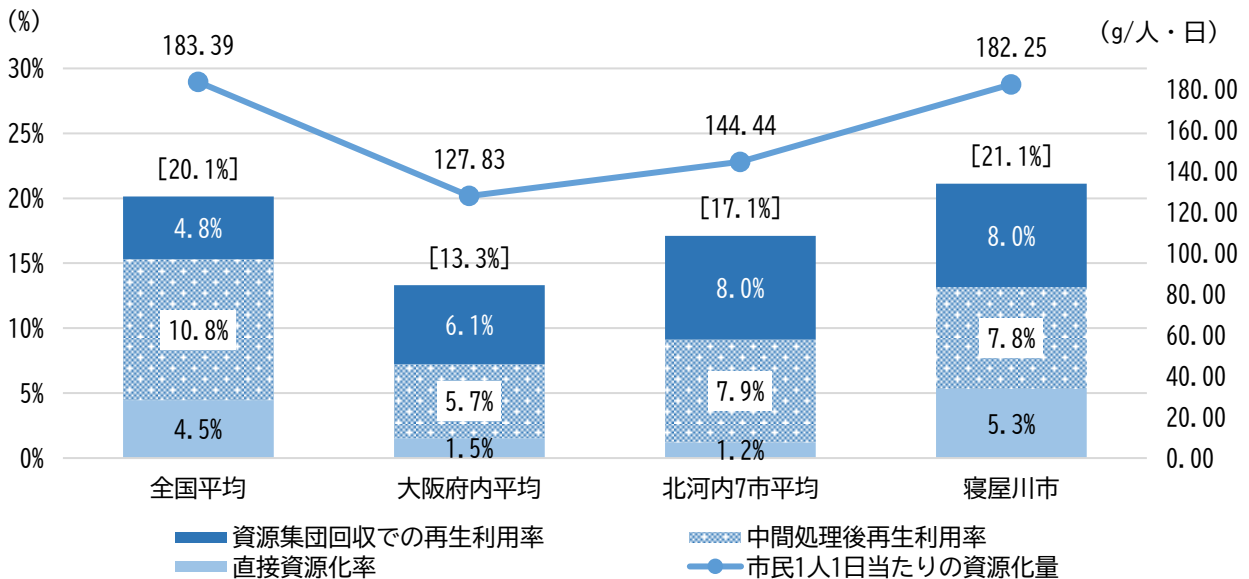


図2-13 再生利用率・資源化量の比較（平成30年度）

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（H30）

(2) システム分析による類似都市との比較

環境省が示す「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月改定）」に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行いました。なお、システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

① 類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を行いました。

都市形態	施行時特例市（平成 30 年度時点）
------	--------------------

② システム分析に基づく類似都市との比較

支援ツールを用いて実施した平成 30 年度実績のシステム分析を行いました。システム分析結果についての評価は以下のとおりです。

ア 人口 1 人 1 日当たりごみ排出量

人口 1 人 1 日当たりごみ排出量については、類似都市の平均 0.931kg/人・日に対し、本市は 0.863kg/人・日と少なく、減量化施策について一定の効果が現れていると考えられます。

イ 廃棄物からの資源回収率（再生利用率・リサイクル率）

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均 19.4%に対し、本市は 21.1%と高くなっています。資源化施策について一定の効果が現れていると考えられます。

ウ 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均 7.3%に対し、本市は 13.1%とやや多くなっています。

エ 人口 1 人当たり年間処理経費*1

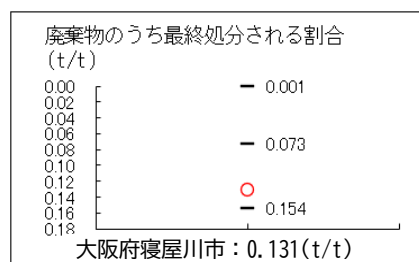
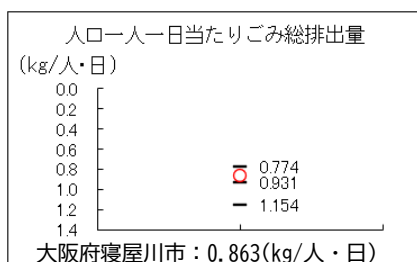
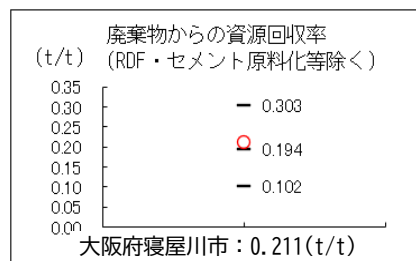
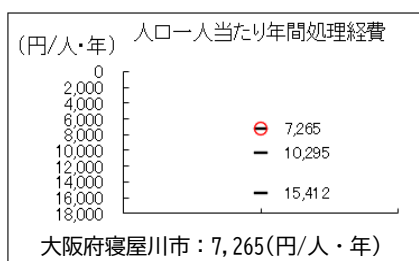
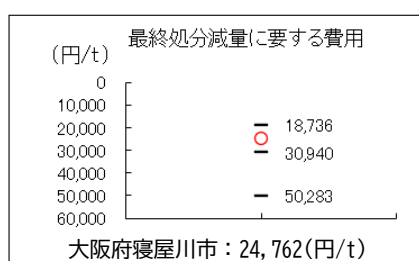
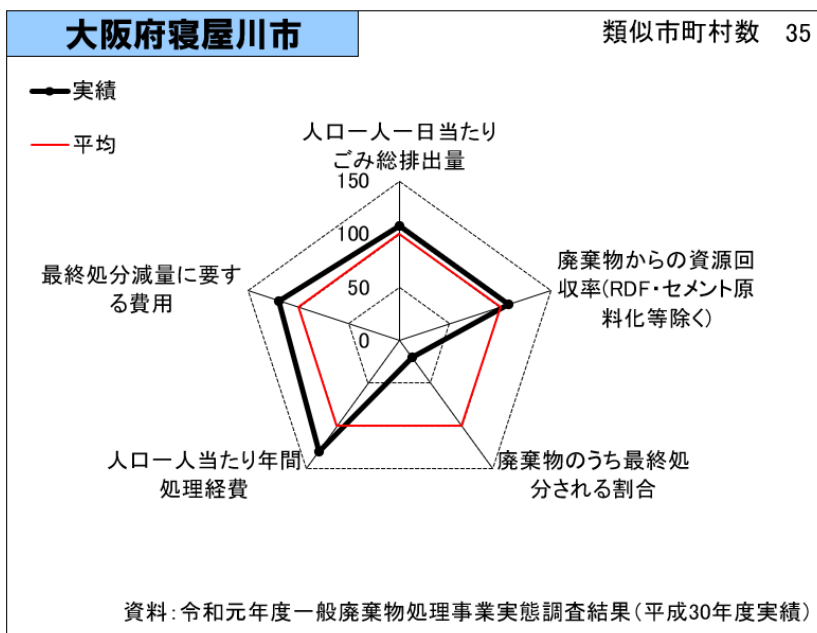
人口 1 人当たり年間処理経費については、類似都市の平均 10,295 円/人・年に対し、本市は 7,265 円/人・年と低くなっています。

オ 最終処分減量に要する費用*2

最終処分減量に要する費用は、類似都市の平均 30,940 円/t に対し、本市は 24,762 円/t と低くなっています。

*1 人口 1 人当り年間処理経費：(処理及び維持管理費÷計画収集人口)
処理及び維持管理費に車両等購入費、施設改良費及びその他は含まないため、P.19 ごみ処理経費と異なる

*2 最終処分減量に要する費用：(処理及び維持管理費-最終処分費-調査研究費)÷(ごみ総排出量-最終処分量)



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.931	0.194	0.073	10,295	30,940
最大	1.154	0.303	0.154	15,412	50,283
最小	0.774	0.102	0.001	7,265	18,736
標準偏差	0.103	0.051	0.040	2,292	8,538
寝屋川市	0.863	0.211	0.131	7,265	24,762
指数値*	107.3	108.8	20.5	129.4	120.0

*指数値: 実績と平均の大小(優劣)関係を比率で表したもので、実績が平均より優れている場合は100以上の数値となり、実績が平均より劣っている場合は100以下の数値となる。
 なお、システムにおいて、実績が小さい数値を取るほど優れていることとなる「人口一人一日当たりごみ総排出量」「廃棄物のうち最終処分される割合」「人口一人当たり年間処理経費」「最終処分減量に要する費用」については“(1-(実績-平均)/平均)×100”で算出され、一方、実績が大きい数値を取るほど優れていることとなる「廃棄物からの資源回収率」についてのみ“(実績/平均)×100”で算出される。

第9節 ごみ処理における課題

ごみを減らす4つの「R」を進めるためには、様々な課題があります。

1. 発生回避 (Refuse (リフューズ))

レジ袋有料化を始め、国内全体のプラスチックごみ削減の機運が醸成されることを踏まえて、より一層マイバック運動の推進や過剰包装を断るなどの啓発を推進するほか、事業者と連携した取組の検討により、更なる行動促進を行う必要があります。



2. 排出抑制 (Reduce (リデュース))

平成30年度のごみ総排出原単位*では、全国平均と比較すると約6%少なく、大阪府内平均と比較しても約10%少なくなっています。しかし、北河内7市平均と比較すると約3%多くなっています。また、家庭系ごみについては、586.5g/人・日と北河内7市の中で2番目に多く、事業系ごみについては、北河内7市の平均値より少なくなっています。(P.20 図2-12)

また、令和元年度におけるごみ総排出量は71,771tであり、前計画で定めた目標値(65,856t)と比較して多い結果となっています。

ごみ総排出原単位

・本市	862.98g/人・日	・大阪府内平均	960.64g/人・日
・全国平均	918.38g/人・日	・北河内7市平均	834.82g/人・日

ここ数年でごみ排出量原単位*が微減しているものの、今後、更なるごみの排出抑制を図るには、若年層も含めた市民全体・事業者に対する啓発の強化やごみの有料化に関する調査など様々な手法について検討し、各種施策を計画的に進めていく必要があります。

そのほか、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスに対する施策を積極的に進める必要があります。

*ごみ総排出量(原単位) = ごみ排出量(原単位) + 資源集団回収量(原単位)

*ごみ排出量(原単位) = 家庭系ごみ(原単位) + 事業系ごみ(原単位)

3. 再利用 (Reuse (リユース))

再利用の推進については、リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動の必要があります。

また、生きびんについては、酒店の減少に加え、生きびんの用途別推定量も10年間でほぼ半減していることから、時代に応じた取組をする必要があります。

4. 再資源化 (Recycle (リサイクル))

平成30年度における資源化量(直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 資源集団回収量)は15,559t、再生利用率は21.1%で、全国平均(15.9%)、北河内7市平均値(17.2%)、大阪府内平均(12.6%)と比較して上回っていますが、国の基本方針(廃棄物処理施設整備計画)で定めている目標値(令和4年度において27%)と比較した場合、現時点では目標値を下回っている状況にあります。

その要因としては、新聞紙購買数の減少や電子書籍の普及による紙媒体の減少、環境に配慮した製品の普及、容器包装資材の軽量化等が考えられます。

今後も更なる、分別排出の強化・徹底をするとともに、拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、質の高いリサイクルを推進できるよう社会情勢に応じた効果的な取組を実施していく必要があります。

5. 収集・運搬

令和元年度における収集ごみ量は 65,949 t（家庭系：48,840t、事業系：17,109 t）であり、平成 27 年度(69,205t)と比較すると約 5%減少しています。これは、ごみ減量化に対する啓発のほか、家庭系ごみでは小型家電の回収、事業系ごみでは手数料の改定や事業者の協力等の成果であると考えられ、量の面では一定の効果がみられます。令和元年時点、家庭系ごみは 12 分別、事業系ごみは 2 分別で収集を実施しているところです。

今後、分別排出に関する啓発を引き続き実施するとともに、分別区分及び収集頻度については現状を基本としつつ、費用対効果の高い収集運搬体制を維持しながら、超高齢社会等、社会情勢を踏まえた収集体制について検討する必要があります。

また、現状では「市で収集・処理できないもの」として取り扱っている品目について、素材の多様化や市民ニーズの向上の観点から、対応の見直しが必要となっています。

6. 中間処理

令和元年度における中間処理量は 71,369 t であり、平成 27 年度（73,563t）と比較すると焼却処理量は約 3%減少、選別処理量は約 2%減少しているのに対して、破碎処理量は約 17%増加しており、中間処理量全体としては約 3%減少しています。破碎処理量の増加は不燃ごみの増加によるものと考えられるため、不燃ごみに混在する資源化できるものの分別排出を徹底する必要があります。

また、旧焼却施設の解体工事後には資源物等のストックヤードを整備し、その有効活用方法を検討する必要があります。

7. 最終処分

令和元年度における最終処分量は 8,339 t であり、平成 27 年度（10,646t）と比較すると約 22%減少しています。これは、焼却処理量の減少など減量化施策の成果と焼却施設の新設による焼却効率の向上であると考えられ、量の面では一定の効果がみられます。しかし、大阪湾フェニックス計画が令和 14 年度までの計画であることから、最終処分場の確保に向けて、引き続き国等へ要望を行う必要があります。

8. 災害時体制

災害時における体制の強化、広域的な支援・連絡体制の確立に加え、SDGs の目標の一つであるパートナーシップをめざし、市民・事業者・行政の協働した取組が必要です。

また、災害廃棄物処理計画に基づき災害時の収集体制を平時から確立するほか、感染症対策等の整備が必要となります。

第2章 計画の基本的事項の検討

第1節 計画のめざす姿

1. 基本理念

本市では、市民がまちづくりの主役であるという「寝屋川市みんなのまち基本条例」の理念に基づき協働によるまちづくりを進めており、まちづくりの方向性と目標を明確に定め、その目標に向けて効果的に施策を実施するため、令和3年度を初年度とする、「第六次寝屋川市総合計画」を策定し、その環境分野における個別計画としての「第3次寝屋川市環境基本計画」において、「生物多様性と自然環境」「生活環境」「循環型社会」「脱炭素社会」「環境教育・環境学習」を基本目標として取り組んでいます。本市では4Rの精神に基づく資源循環型社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。一方、社会情勢は大きく変化しており、少子・高齢化の進行や人口減少などコミュニティの変化やSDGsの採択、プラスチック資源循環戦略、食品ロス削減推進法などの策定、レジ袋の有料化などがライフスタイルを見直すきっかけとなり、環境問題への関心が高まっています。

今後も、4Rを推進するとともに、量のみではなく、質に着目し、食品ロスの削減や雑がみ・プラスチック類の資源化可能物の資源化の徹底など、質の高い循環共生型のまちへの進化が求められています。そのため、若年層や環境問題に無関心な層も取り込み、市民一人一人の環境にやさしい新しいライフスタイルの形成、事業者には環境への負荷が少ないビジネススタイルの構築、行政は取り組みやすい環境整備や災害時及び感染症蔓延時への平時からの備え、効果的な情報提供等、三者が連携して持続可能な循環型社会のまちづくりを推進します。

このような考え方にに基づき、本計画における基本理念を以下のように設定します。

【基本理念】

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進～



2. 基本方針

市域全体でごみの減量を実現するためには、市民、事業者、行政それぞれの責務と協力が不可欠です。寝屋川市は、率先してごみの減量に関し、市民、事業者の自主的な活動の促進を実現するため、減量施策に関する情報発信と取組を推進し、三者協働の体制を構築するとともに、排出抑制など4Rについて意識の高揚につながる啓発を行い、ごみの減量化・再資源化を促進します。

●基本方針1 “もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物（古紙やプラスチック類、食品残渣など）の確実な資源化、質の高い資源化をめざします。

Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざします。

●基本方針2 安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

さらに、今後も起こりうる大規模災害や全国的な感染症の蔓延等の非常事態においては、その事態に対応した排出ルールの徹底や確実な収集・運搬及び処理により、ごみの衛生的処理と公衆衛生の向上が実現されるよう、平時から体制を構築します。

●基本方針3 責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民（市民）・事業者・行政の責務が定められています。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現をめざします。

第2節 ごみ排出量の推計（単純推計）

平成27年度から令和元年度の原単位推移を5種類の予測式（等差級数法、対数級数法、等比級数法、べき級数法、逆数級数法）にあてはめ、そのトレンド（傾き）から将来の原単位推移を予測します。なお、家庭系不燃ごみ及び事業系ごみでは平成22年度から令和元年度の原単位推移を用いて予測しました。予測した将来の原単位に「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月策定）が示す将来人口を乗じて、将来のごみ排出量を算出した結果、ごみ総排出量は令和元年度実績71,771tに対して、最終年度は63,157tであり、約12%の減量が見込まれます。（表2-10、図2-14）

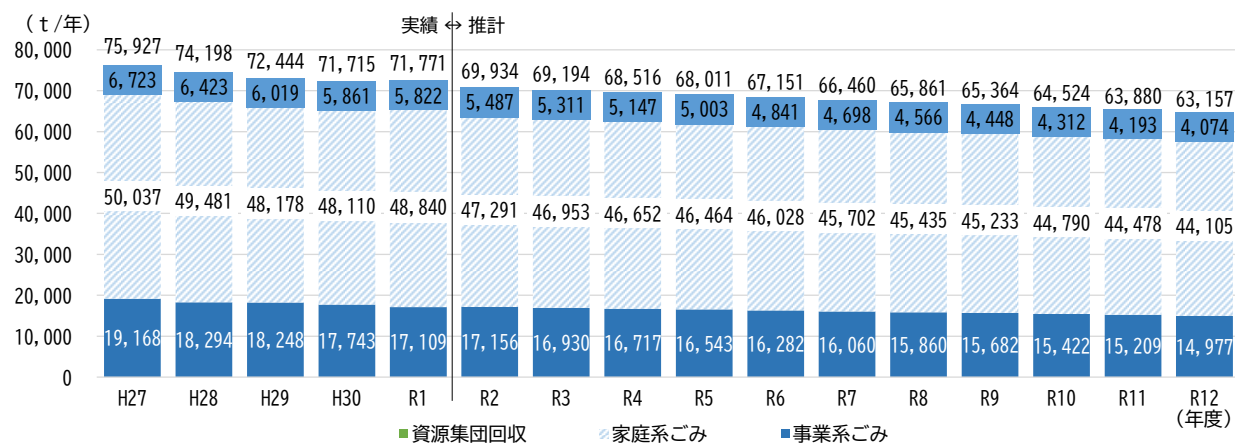
ごみ総排出原単位は令和元年度実績845.06g/人・日に対して、最終年度は804.71g/人・日であり、約5%の減少が見込まれます。（表2-11、図2-15）

人口は令和元年度から令和12年度に約7%減少すると推計していることから、人口減少に加えてさらに約5%のごみ総排出量が減少する予測となりました。

表2-10 ごみ排出量の予測

項目/年度	単位	実績 R1	推計値		実績に対する最終年度の増減率
			中間 R7	最終 R12	
人口	人	232,050	222,739	215,025	-7.3%
総排出量（発生量）	t	71,771	66,460	63,157	-12.0%
資源集団回収量	t	5,822	4,698	4,074	-30.0%
排出量（家庭系+事業系）	t	65,949	61,762	59,083	-10.4%
家庭系ごみ量合計	t	48,840	45,702	44,105	-9.7%
可燃ごみ	t	33,828	30,803	29,106	-14.0%
不燃ごみ	t	4,170	4,134	4,367	+4.7%
資源ごみ	t	10,142	10,143	10,082	-0.6%
臨時ごみ	t	700	622	551	-21.3%
事業系ごみ量合計	t	17,109	16,060	14,977	-12.5%
可燃ごみ	t	16,902	15,832	14,684	-13.1%
資源ごみ	t	207	228	293	+41.6%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



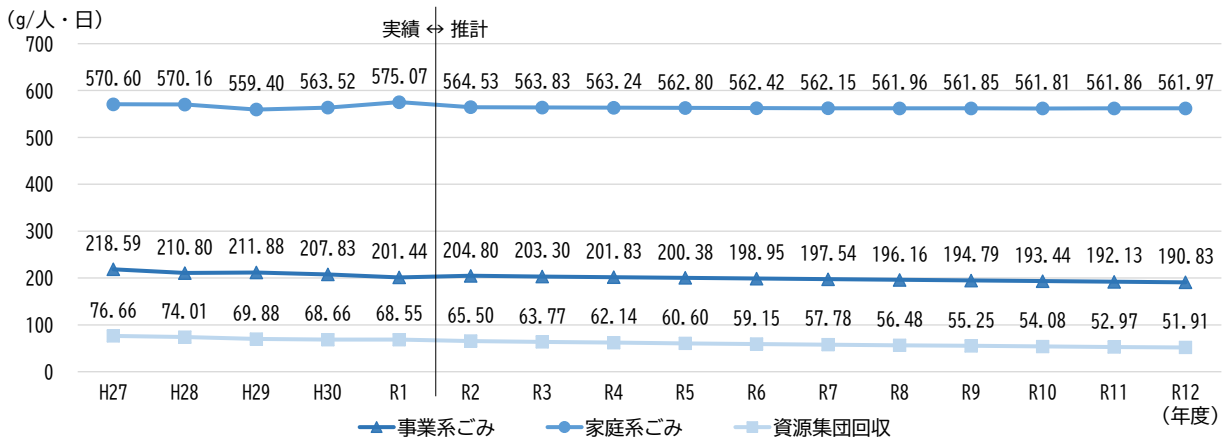
※H30は災害廃棄物を除く

図2-14 ごみ排出量の推移

表2-11 ごみ排出原単位の予測

項目/年度	単位	実績	推計値		実績に対する最終年度の増減率
			中間	最終	
		R1	R7	R12	
人口	人	232,050	222,739	215,025	-7.3%
総排出量（発生量）	g/人・日	845.06	817.47	804.71	-4.8%
資源集団回収量	g/人・日	68.55	57.78	51.91	-24.3%
排出量（家庭系+事業系）	g/人・日	776.51	759.69	752.80	-3.1%
家庭系ごみ量合計	g/人・日	575.07	562.15	561.97	-2.3%
可燃ごみ	g/人・日	398.30	378.88	370.85	-6.9%
不燃ごみ	g/人・日	49.11	50.85	55.64	+13.3%
資源ごみ	g/人・日	119.42	124.77	128.46	+7.6%
臨時ごみ	g/人・日	8.24	7.65	7.02	-14.8%
事業系ごみ量合計	g/人・日	201.44	197.54	190.83	-5.3%
可燃ごみ	g/人・日	199.01	194.74	187.10	-6.0%
資源ごみ	g/人・日	2.43	2.80	3.73	+53.5%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある



※H30 は災害廃棄物を除く

図2-15 ごみ排出原単位量の推移

第3節 ごみ減量目標値の設定

1. 目標の設定年度

ごみ減量化・再資源化の計画期間を10年とし、目標年度を令和12年度とします。なお、基準年度は、令和元年度とし、中間目標年度を設けます。

目標年度	令和12年度（2030年度）
中間目標年度	令和7年度（2025年度）
基準年度	令和元年度（2019年度）

2. 減量化・再資源化目標の全体目標

減量化・再資源化の全体目標をつぎのとおり設定します。

項目	令和元年度実績	令和12年度目標値	削減量・率
総排出量	71,771 t	59,051 t	-12,720 t (-17.7%)
総排出原単位	845.1 g/人・日	752.4 g/人・日	-92.7 g/人・日
家庭系ごみ	48,840 t	41,632 t	-7,208 t (-14.8%)
事業系ごみ	17,109 t	13,345 t	-3,764 t (-22%)
リサイクル率	21.3%	27.4%	+6.1%
焼却処理量	55,312 t	46,212 t	-9,099 t (-16.5%)



将来的にはごみ量（総排出量）を約18%減らすことをめざします。

3. 減量化・再資源化目標の個別目標

全体目標を達成するための個別目標を、4Rの推進及び適正処理の考え方に立って、つぎのとおり設定します。

●Reduce（リデュース・発生抑制）に関する目標

○家庭系ごみに含まれる食品ロスの削減 [詳細は p. 32 を参照]

平成 12 年度の半数を削減する	
平成 12 年度	令和 12 年度
6,173 t	3,086 t
66.45g/人・日	39.33g/人・日

○事業系ごみの削減 [詳細は p. 33 を参照]

令和元年度から 22%削減する	
令和元年度	令和 12 年度
17,109 t	13,345 t
201g/人・日	170g/人・日

●Reuse（リユース・再利用）に関する目標

○臨時ごみのリユースの促進 [詳細は p. 33 を参照]

令和元年度から 2.85 g/人・日削減する	
令和元年度	令和 12 年度
700 t	423 t
8.24g/人・日	5.39g/人・日

●Recycle（リサイクル・再資源化）に関する目標

○家庭系不燃物ごみに含まれる小型家電の分別促進 [詳細は p. 34 を参照]

平成 12 年度の半数を資源化する	
平成 12 年度	令和 12 年度
823 t	411 t
8.86g/人・日	5.24g/人・日

○家庭系可燃・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラの分別促進 [詳細は p. 35 を参照]

平成 20 年度の 60%を資源化する	
平成 20 年度	令和 12 年度
2,691 t	1,076 t
30.28g/人・日	13.71g/人・日

○家庭系可燃・不燃ごみに含まれる古紙（雑がみ）の分別促進 [詳細は p. 36 を参照]

平成 20 年度の半数を資源化する	
平成 20 年度	令和 12 年度
8,198 t	4,099 t
92.26g/人・日	52.23g/人・日

(1) 食品ロスの削減

【社会情勢】

令和元年に“食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）”が施行され、食品ロスの定義や施策による食品ロス削減の推進、基本的な方針や施策が盛り込まれています。

食品ロスの削減目標等

<めざすところ>

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する

<食品ロス削減目標>

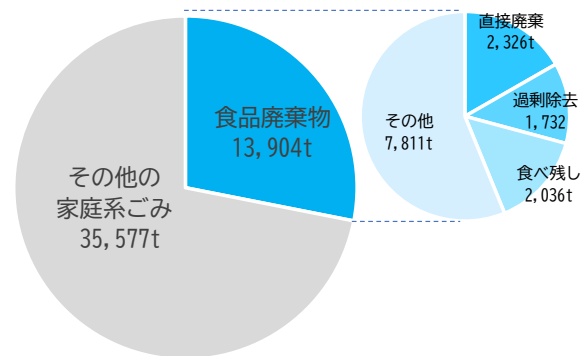
家庭系食品ロス：平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減
(第四次循環型社会形成推進基本計画より)

事業系食品ロス：平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減
(食品リサイクル法の基本方針より)

【現況】

平成 28 年度に実施されたごみ質分析調査では家庭系ごみの中に含まれる手付かず食品（直接除去）が約 4.7%含まれていました。

さらに環境省「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（H30）」より家庭系ごみ厨芥類のうち過剰除去が約 3.5%、食べ残しが約 4.1%含まれているとされています。そのことから、食品ロスは家庭系ごみに約 12.3%含まれていると考えられます。



<H28 家庭ごみに含まれる食品ロス量>

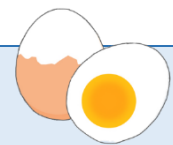
【目標値の設定】

食品ロス削減推進法を踏まえて、平成 12 年度を基準年度とし、令和 12 年度に家庭系ごみの食品ロスを半減とします。

目標達成のための行動の目安について

令和 12 年度において平成 12 年度と比べて **27.12g/人・日の削減**が必要です。

これは、例えば 1 人 1 日あたり「殻付きゆで卵（約 60g）の半分」や「ごはん 1 膳の 1/6（約 28g）」相当の量です。



(2) 事業系ごみの削減

[目標値の設定]

事業系ごみは多量排出事業者に対する指導や食品ロス削減の啓発等を行っており、減少傾向にあります。

しかし、平成 28 年度に実施されたごみ質分析調査では発生抑制が可能なごみが約 33.0%、資源化可能物が約 43.6%含まれていました（飲食店街、飲食・食品小売混在商店街、スーパー、オフィスの 4 業種平均）。

そのことから、更なる事業系ごみの削減の推進を行うことを目的に、令和元年度から 22%削減を目標とします。

目標達成のための行動の目安について

令和 12 年度までに 3,764 t の削減（=22%の削減）が必要です。
例えば、「22%の削減」とは（平成 28 年寝屋川市ごみ質分析調査より）

発生抑制可能物 9.6%削減

レジ袋 平均 0.6% × 6 割削減 = 0.4%

厨芥類 平均 14.3% × 半減 = 7.1%

紙類 平均 5.3% × 4 割削減 = 2.1%

資源化可能物 12.5%分別促進

プラスチック類 平均 3.2% × 6 割資源化 = 1.9%

紙類 平均 21.1% × 半分資源化 = 10.5%

(3) 臨時ごみのリユースの促進

[目標値の設定]

臨時ごみは減少傾向となっておりますが、目標値を設定することで、リユース意識の啓発を行います。臨時ごみの市民 1 人 1 日当たりの排出量を、令和元年度の 8.24g/人・日から 2.85g/人・日削減します。

目標達成のための行動の目安について

令和 12 年度において令和元年度と比べて 2.85g/人・日をリユースすることが必要です。
例えば、1 世帯あたり 1 年間で衣装ケース（約 2.2kg）をリユースに出すことに相当します。
※世帯数は令和元年度（109,976 世帯）を用いて算出



(4) 小型家電の分別回収促進

【現況】

平成 25 年に「小型家電リサイクル法」が施行され、使用済み小型家電機器（対象：28 品目）などの再資源化が促進されました。しかし、平成 28 年度に実施したごみ質分析調査では家庭から排出される不燃ごみに小型家電が約 20.7%含まれていました。

本市では平成 30 年度から、16 品目を対象に小型家電のボックス回収を行っています。広報誌やホームページでの呼びかけにより平成 30 年度は 3.4 t、令和元年度は 7.6 t の小型家電を回収しました。

【目標値の設定】

不燃ごみの排出量が最も多かった平成 12 年度を基準年度とし、不燃ごみに含まれると考えられる小型家電量の半数を資源化とします。

目標達成のための行動の目安について

令和 12 年度において平成 12 年度と比べて 3.62g/人・日 (1 ヶ月あたり 110g に当たる) の分別促進が必要です。

例えば、1 人 1 ヶ月あたり「電卓 (約 120g)」や「腕時計 (約 100g)」分別することに相当します。



(5) ペットボトル・廃プラの回収促進

【社会情勢】

第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」が、令和元年に策定されました。

マイルストーン

<リデュース>

①令和12年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制

<リユース・リサイクル>

②令和7年までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③令和12年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル

④令和17年までに使用済プラスチックを100%リユースリサイクル等により有効利用

<再生利用・バイオプラスチック>

⑤令和12年までに再生利用を倍増

⑥令和12年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

【現況】

ペットボトル・廃プラの排出量は約4.2千tと過去5年間横ばいとなっています。

しかし、平成28年度に実施したごみ質分析調査では家庭から排出される可燃ごみに約7.5%、不燃ごみに約4.2%の資源化可能な廃プラ・ペットボトルが含まれていました。そのことから、令和元年度の排出量に換算すると約2.7千tが可燃ごみ・不燃ごみとして排出されていると推測されます。

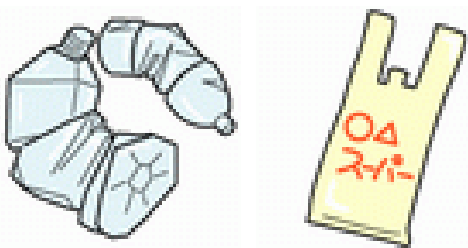
【目標値の設定】

プラスチック資源循環戦略のマイルストーン③を踏まえて、最もペットボトル・廃プラの排出量が多い平成20年度を基準年度とし、令和12年度に可燃ごみ・不燃ごみに含まれるペットボトル・廃プラの60%を資源化とします。

目標達成のための行動の目安について

令和12年度において平成12年度と比べて **16.57g/人・日**の分別促進が必要です。

例えば、1人1日あたり「500mL ペットボトル（約30g）の半分」、「レジ袋（2L版）（約10g）1.5枚」「マヨネーズ500g容器（約18g）」を分別することに相当します。



(6) 古紙（雑がみ）の分別促進

【社会情勢】

新聞紙購買数の減少や電子書籍の普及による紙媒体の減少に加え、新聞販売店による古紙回収、スーパー等の民間古紙回収ボックス等の設置により、行政による古紙の回収量は減少傾向にあります。

【現況】

前計画期間中において古紙として排出できる“雑がみ”の広報や「雑がみ救出作戦」などの取組を行ってきました。しかし、平成 28 年度に実施されたごみ質分析調査では家庭から排出される可燃ごみに約 16%、不燃ごみに約 3%の資源化可能な古紙類が含まれていました。

そのことから、令和元年度の排出量に換算すると約 5.5 千 t が可燃ごみ・不燃ごみとして排出されていると考えられます。

【目標値の設定】

古紙・古着の収集を開始した平成 20 年度を基準年度とし、可燃ごみ・不燃ごみに含まれると考えられる古紙の半数を資源化します。

目標達成のための行動の目安について

令和 12 年度において平成 20 年度と比べて **13.02g/人・日の分別促進**が必要です。

例えば、1 人 1 日あたり「コピー用紙（約 4g）3 枚」、「トイレットペーパーの芯（約 5.5g）2 本」を分別することに相当します。



(7) まとめ

以上より求めた目標値を、表2-12 から表2-13 及び図2-16 から図2-17 に示します。(資料11 参照)

表2-12 ごみ排出量の目標値

項目/年度	単位	実績	目標値		実績に対する最終年度の増減率
			中間	最終	
		R1	R7	R12	
人口	人	232,050	222,739	215,025	-7.3%
総排出量(発生量)	t	71,771	64,162	59,051	-17.7%
資源集団回収量	t	5,822	4,698	4,074	-30.0%
排出量(家庭系+事業系)	t	65,949	59,465	54,977	-16.6%
家庭系ごみ量合計	t	48,840	44,409	41,632	-14.8%
可燃ごみ	t	33,828	28,703	24,937	-26.3%
不燃ごみ	t	4,170	3,806	3,728	-10.6%
資源ごみ	t	10,142	11,356	12,544	+23.7%
臨時ごみ	t	700	543	423	-39.6%
事業系ごみ量合計	t	17,109	15,056	13,345	-22.0%
可燃ごみ	t	16,902	14,828	13,052	-22.8%
資源ごみ	t	207	228	293	+41.6%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

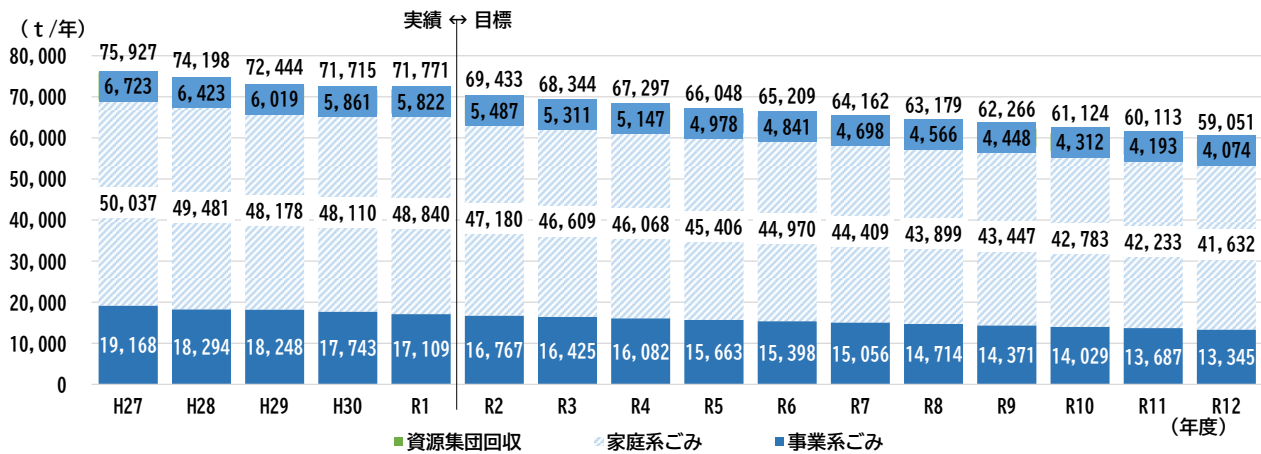


図2-16 ごみ排出量の目標値

表2-13 ごみ排出原単位の目標値

項目/年度	単位	実績	目標値		実績に対する最終年度の増減率
			中間	最終	
		R1	R7	R12	
人口	人	232,050	222,739	215,025	-7.3%
総排出量（発生量）	g/人・日	845.06	789.22	752.41	-11.0%
資源集団回収量	g/人・日	68.55	57.78	51.91	-24.3%
排出量（家庭系+事業系）	g/人・日	776.51	731.44	700.50	-9.8%
家庭系ごみ量合計	g/人・日	575.07	546.25	530.47	-7.8%
可燃ごみ	g/人・日	398.30	353.05	317.74	-20.2%
不燃ごみ	g/人・日	49.11	46.82	47.50	-3.3%
資源ごみ	g/人・日	119.42	139.70	159.84	+33.8%
臨時ごみ	g/人・日	8.24	6.68	5.39	-34.6%
事業系ごみ量合計	g/人・日	201.44	185.19	170.03	-15.6%
可燃ごみ	g/人・日	199.01	182.39	166.30	-16.4%
資源ごみ	g/人・日	2.43	2.80	3.73	+53.5%

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

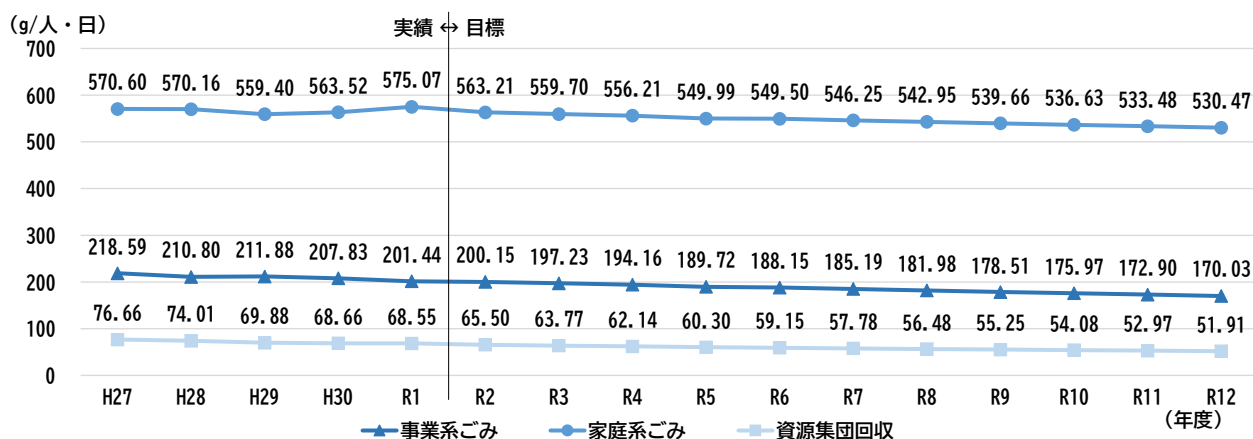


図2-17 ごみ排出原単位の目標値

コラム 国の目標値

「第四次循環型社会形成推進基本計画」の目標（令和7年度）と本市の推計値及び目標値を比較は下のとおりです。

項目\計画	第四次循環型社会形成推進基本計画	本計画	
	R7 目標値	R7 推計値	R7 目標値
①1人1日当たりのごみ排出量 (計画収集量、直接搬入量、資源集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)	約 850 g/人・日	約 817 g/人・日	約 789 g/人・日
②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源集団回収量、資源ごみを除いた値)	約 440 g/人・日	約 437 g/人・日	約 407 g/人・日
③事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t (-15.7%)*	約 16,060 t (-6.1%)*	約 15,056 t (-12.0%)*

*一般廃棄物実態調査結果（H30）または寝屋川市平成30年度事業系ごみ量との割合差

第4節 行動計画

ごみ減量化目標をはじめとする各種目標値を達成するためには、市民、事業者、行政が三者それぞれの立場からできることを実践していく必要があります。一人一人がライフスタイルを「意識的に変える」ことが重要であり、一つ一つの行動は小さなものでも、継続的に実践することで、大きな目標に到達することが可能になります。

本市が掲げるごみ処理基本計画の基本理念及び3つの基本方針に基づき、目標達成に向け我々が実践すべき行動計画を以下に示します。

また、循環型社会形成推進に向けた、市町村が取り組みやすい制度の構築や拡大生産者責任の原則に基づく費用負担等の制度化等を、引き続き国に要望していきます。

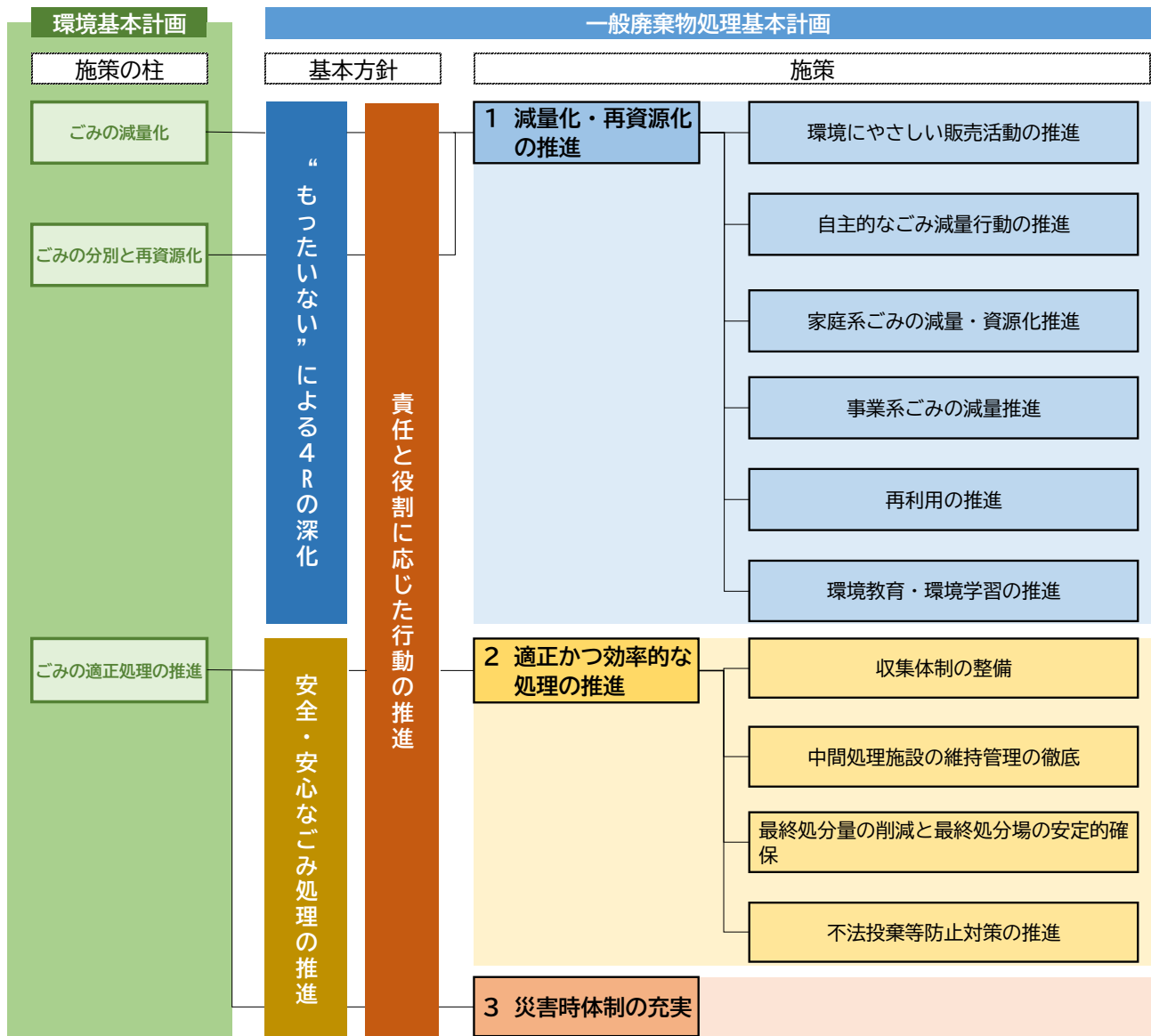


図2-18 施策の体系

1. 減量化・再資源化の推進

基本的な考え方

“もったいない”を合言葉に4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」に向けて市民、事業者、行政間の相互理解と認識を深めます。また、その優先順位（Refuse→Reduce→Reuse→Recycle）を理解し、一人一人がライフスタイルの見直しを行うことにより、減量化・再資源化を推進します。

取組方針

① 環境にやさしい販売活動の推進

ごみのもととなる使い捨てのレジ袋を買わない、過剰包装を断ることの啓発のため、マイバッグ持参運動、簡易包装の更なる推進を業者と連携を図りながら推進します。また、資源物や生きびんの店頭回収の奨励も引き続き取組を行います。

《連携アクション例》

- [市民] マイバッグを持参したり、過剰包装を断るなど、趣旨を理解し行動します
- [事業者] キャンペーンや広報を効果的に行い、消費者の行動を促します
- [行政] 事業者と連携して市民啓発を行います

② 自主的なごみ減量行動の推進

若年層も含めた市民全体に対し4Rの理解をさらに深める啓発を実施するとともに、食品廃棄物の削減、雑がみの分別など各家庭の生活の中でできるごみ減量行動を進める取組を行います。

また、食品ロス削減推進法を踏まえ、生ごみのうちの何が問題であるかの課題認識を提供しつつ、削減のポイントを周知していくことで、質の向上を図ります。加えて、生ごみの堆肥化や様々な調査を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進します。

また、剪定枝においても、更なる分別及び資源化の体制を強化します。

《連携アクション例》

- [市民] 行政が発信する情報を収集し、家庭の中で様々な減量行動にチャレンジします
- [行政] 様々な層に着実に届けられるよう情報発信の回数や方法（アプリやSNSを含む）を工夫します

③ 家庭系ごみの減量・資源化推進

拠点収集の実施や資源集団回収を行いながら、質の高いリサイクルを推進できるような社会情勢に応じた効果的な取組を行います。

可燃ごみにはペットボトル・廃プラスチック、古紙などの資源化可能物が混入していることから、分別に関する更なる啓発を行います。

小型家電及び小型充電式電池のボックス回収について広報の強化、さらに事業者と連携した取組の充実を実現します。

雑がみについて分別収集及び資源集団回収の利用を周知するとともに、資源集団回収についてごみ減量推進登録団体の増加及び活用の促進に向けて効果的な広報を行います。

また、モニター募集制度やフードドライブなど、市民に体験を提供するモデル事業の実施や、市と市民との情報交換会等、市民がより深く関われる取組を行います。

《連携アクション例》

- [市 民] 減量・資源化の仕組みを理解し、家庭や地域の中で減量や分別を実行します
- [行 政] 様々な層に着実に届けられるよう情報発信を工夫します

④事業系ごみの減量推進

多量排出事業者に対する指導、食品ロス削減の啓発、搬入事業者の適正なごみ処理に関する指導等を引き続き推進します。

市内飲食店に対し、食品ロス削減のための3010運動の啓発のほか、今後は食品ロス削減推進法を踏まえ、市の地域特性等を活かした事業系の食品ロス削減の取組を推進します。

再資源化は、事業所から排出される古紙類も資源集団回収活動団体へ提供することを可とし、資源化を促進しています。更なる事業所の参画及び活用の促進に向けて効果的な広報を行います。

《連携アクション例》

- [事業者] 減量・資源化の仕組みを理解し、自らができることを考え、積極的に実行します
- [行 政] 事業者との協力体制を構築し、消費者や事業者に向けて戦略的に情報発信を行います

⑤再利用の推進

リユース市場の規模が近年拡大しており、市民の意識も不用品をごみにはせず、有効利用する意識が高くなってきていることを踏まえ、より一層の市民の意識高揚に向けた啓発活動を行います。

《連携アクション例》

- [市 民] 捨てる前にもう一度物の使い道を考え、各種サービスを介して使いたい人の元へ届けます
- [行 政] 豊かな生活や資源循環をめざした意識高揚のため、効果的な啓発を行います

⑥環境教育・学習の推進

小中学生から大学世代まで継続的に若年層の意識を高めるため啓発を図ります。

運用を開始している市公式アプリ「もっと寝屋川」の活用、環境フェア等での啓発を幅広い世代を対象とし、効果的な運用を行います。

また、若年層への啓発として、現在実施しているごみ減量マイスターに加えて、小・中学生を対象としたごみ減量マイスター養成講座や、大学と提携し、大学生に対する環境教育や、大学生が小学校や幼稚園への環境教育を行います。

さらに、子育て世代に対して、親子で環境学習に取り組める場を設けます。

《連携アクション例》

- [市 民] 行政や事業者が実施する環境教育・学習の場に積極的に参加します
- [事業者] 自社のCSRやSDGs実現に向けて、消費者や従業員に対して環境教育を実施します
- [行 政] 様々な層に向けた環境教育・学習の場を設け、市全体で環境リテラシーを高めます



2. 適正かつ効率的な処理の推進

基本的な考え方

排出抑制を行い、減量化・再資源化を図ってもなお残るものについては、適正な中間処理を行う必要があります。また、収集・運搬、中間処理、最終処分の各段階において、効率的な処理を実施するために適切な施設の維持管理等を行います。エネルギー回収を含むごみの再資源化を積極的に図り、衛生的で安全・安心な「環境にやさしいごみ処理」を推進します。

取組方針

①収集体制の整備

現在の分別区分及び収集頻度を継続することを基本としますが、今後の社会情勢の変化に合わせた効果・効率的な収集体制の調査・研究を行います。また、ごみ出しが困難な高齢者や障害がある方の世帯に対し行っているふれあい訪問収集が、年々増加傾向であることから、効率的な収集方法の調査・研究を行います。

————— 《市民・事業者によるパートナーシップの例》 —————

[市民] 定められた分別を徹底するとともに、行政や福祉団体等への相談や地域の共助で地域全体のごみの分別排出・収集体制を維持します

[事業者] 事業系ごみは許可業者に委託し、家庭系ごみと混同しないよう徹底します

② 中間処理施設の適正な維持管理

平成 30 年に竣工した新クリーンセンターは発電設備を有しており、施設内で使用し、余剰電力は電力会社に売却しています。ごみ処理施設の安定的かつ経済的な施設運営を継続するために適正な維持管理を行います。また、引き続きプラスチック類処理施設である北河内 4 市リサイクルプラザかざぐるまに参画します。

③最終処分量の削減と最終処分場の安定的確保

新焼却施設の稼働に伴い、焼却効率が向上し、最終処分量は減少していますが、今後も最終処分場の安定的確保が必要なことから、大阪湾フェニックス計画に参画します。なお、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する処分場は、令和 14 年度までの計画であることから、引き続き新たな処分場の確保に向けて関係機関に要望します。

④不法投棄等防止対策の推進

ア. 不法投棄防止

不法投棄防止看板の設置、投棄場所の巡回パトロールを実施するとともに、自治会等と協力しながら、不法投棄の抑止や早期発見・未然防止に努めます。

イ. 資源物の持ち去り

収集日の見回りや排出者が意思表示用紙を貼り付ける工夫を行います。

ウ. 適正処理困難物・有害廃棄物

ホームページにて業界団体や処理業者の問い合わせ先の広報を行うほか、素材の多様化や市民ニーズの向上の観点から、クリーンセンターでの受入品目の調査・研究を行います。

《市民・事業者によるパートナーシップの例》

[市民] 地域の見守りにより、不法投棄の防止に協力します

[事業者] 販売店や製造元の事業者は、適正処理困難物や有害廃棄物の回収に積極的に協力します

3. 災害時体制の充実

基本的な考え方

大規模地震や台風等による災害が起こった場合、災害発生に伴う廃棄物や避難所からのごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、できる限り速やかに生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図ることが重要です。また、倒壊家屋やがれき等の廃棄物が大量発生することや、交通経路の寸断により、廃棄物の収集・処理が困難になることが考えられます。

災害時におけるごみ処理について、衛生面、環境面に影響が生じることがないように、感染症への対策、迅速かつ適切に処理・処分が行える組織体制の充実を実現します。また、災害時には災害対策本部を中心とした連絡・連携体制により対応するとともに、災害規模によっては大阪府の指導の下、より広域的な連携・対応を実施します。

取組方針

災害時の対応に備え、災害廃棄物処理計画の見直しや、地域防災計画に基づいた体制の強化に加えて、SDGs の目標の一つであるパートナーシップをめざし、市民・事業者・行政の協働した取組を行います。

旧焼却施設の解体後には、資源物等のストックヤードを整備し、災害時には災害廃棄物の仮置場等の有効活用方法について調査・研究を行います。

《市民・事業者によるパートナーシップの例》

[市民] 平時から、災害時のごみ出し等に関する情報を収集・理解し、備えます

[事業者] 平時から行政と協力体制を構築し、災害時に各店舗や事業者が協力できることに備えます

コラム 《ごみ処理》 × 《持続可能な開発目標 SDGs》

ごみ処理に係る施策は、健康・福祉、排出責任、ジェンダー平等、水環境、エネルギー、持続可能なまち、気候変動対策、海の豊かさ、陸の豊かさに係る SDGs ゴールの実現に寄与しています。また各ゴールは、環境教育や市民・事業者・行政等のパートナーシップにより総合的に達成され、その結果住み続けられる寝屋川市の実現をめざすものです。

総合計画に示す廃棄物分野のSDGsゴール

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>捨てられる食品を福祉活動に有効利用するなど、環境と福祉の連携により統合的に社会課題を解決します</p> <p>不法投棄の防止や効果・効率的な収集体制の構築により、まちの美化を維持し、健康な暮らしを実現します</p> <p>がれき等を迅速に処理することで、健康な暮らしへの早期復旧を目指します</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>ごみの焼却処理過程や、がれき等の仮置きや運搬及び処理過程で有害な化学物質を抑制・除去し、安全・安心な水環境を維持します</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>再生利用エネルギー（ごみ発電）の活用により、気候変動対策に寄与します</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>4Rを推進し、廃棄物の減量化・再資源化をより一層深化させていきます</p> <p>4Rを行ってもどうしても排出されるごみについては、適正かつ安全・安心な体制で処理を行います</p> <p>災害時に発生するがれきや片づけごみ等について適正に処理を行うため、平時から計画・体制を構築します</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>ごみ焼却熱を利用した発電を行い、クリーンなエネルギーを作り出し、有効利用します</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>レジ袋の削減やプラスチック類の分別収集を徹底し、海洋プラスチック問題の解決に寄与します</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>一人一人が意識や行動を見直し、持続可能な暮らしが実現できる社会をつくります</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>  <p>食品ロスを削減し、自然の恵みが将来の世代にも行き渡るよう、地産地消を心掛け、必要な分だけを消費します</p>

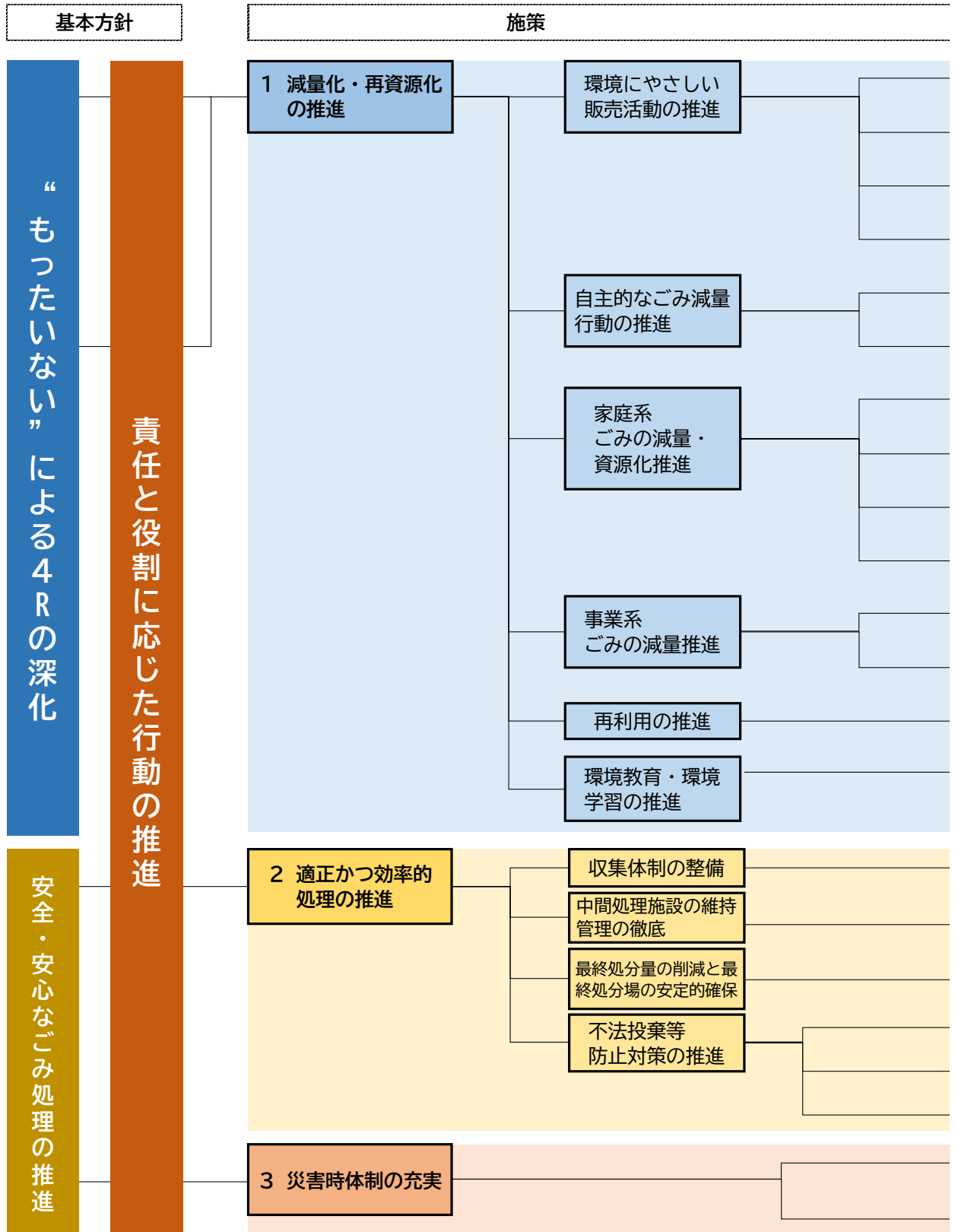
17 パートナーシップで目標を達成しよう
市民・事業者・行政等が協働することで、減量化・再資源化を実現します

4 質の高い教育をみんなに
幅広い市民に行き届く広報・啓発により、廃棄物問題に関する気づきや理解を促すよう環境教育を行います

5 ジェンダー平等を實現しよう
地域や団体の中でこれまで女性が担うことが多かったごみ減量・再資源化活動について、男女が共に行う活動を推進します

各ゴールの実現のために必要な総合的及びその他のSDGsゴール

行動計画一覧表（施策と連携・関連する目標指標）



施策	連携	施策実行により実現する目標指標
(1)マイバッグ持参によるレジ袋削減の推進	市民 事業者 行政	ペットボトル・廃プラの回収促進
(2)簡易包装による包装資材削減の推進	市民 事業者 行政	
(3)資源物の店頭回収の推進	市民 事業者 行政	ペットボトル・廃プラの回収促進
(4)生きびんの店頭回収の強化	市民 事業者 行政	
(5)食品ロス削減と生ごみ有効活用の推進	市民 事業者 行政	食品ロスの削減
(6)剪定枝の再資源化の推進	市民 事業者 行政	
(7)資源化可能物の分別・リサイクルの推進	市民 事業者 行政	ペットボトル・廃プラ、古紙の回収促進
(8)ボックス回収による小型家電回収の推進	市民 事業者 行政	小型家電の回収促進
(9)資源集団回収による古紙回収の推進	市民 事業者 行政	古紙の回収促進
(10)効率的なごみ減量施策の推進	市民 事業者 行政	
(11)事業系ごみの発生抑制対策の推進	市民 事業者 行政	事業系ごみの削減
(12)事業系ごみの分別・リサイクルの推進	市民 事業者 行政	
(13)リユースの推進	市民 事業者 行政	リユースの促進
(14)各主体の自主的積極的行動の推進	市民 事業者 行政	
(15)効果・効率的で誰ひとり取り残さない収集運搬体制の構築	市民 事業者 行政	
(16)中間処理施設の適正な維持管理	市民 事業者 行政	
(17)最終処分量の削減と最終処分場の安定的確保	市民 事業者 行政	
(18)不法投棄に対する監視強化	市民 事業者 行政	
(19)資源ごみの抜取防止対策	市民 事業者 行政	
(20)適正処理困難物・有害廃棄物等の適正管理	市民 事業者 行政	
(21)災害時における体制の強化	市民 事業者 行政	
(22)広域的な支援・連絡体制の確立	市民 事業者 行政	

第5節 収集・運搬計画

収集運搬とは、本市全域から排出されるごみを迅速に集め、住民の生活環境に支障がないように中間処理施設まで運搬することです。排出される廃棄物に対して、分別収集することにより、再資源化が可能なものを選別し、再生利用を推進します。また、本市の処理・処分の形態に即した分別排出の徹底を市民に啓発し、適正処理の実施を推進します。このように本市の収集・運搬は、再資源化及び適正処理の推進を踏まえ、合理的かつ効率的な体制を整備することを目標とします。

1. 収集・運搬の主体

本市から発生するごみの収集運搬については、一部の家庭系ごみについては委託業者に、事業系ごみについては本市が許可する収集運搬許可業者により収集を行います。

2. 分別の種類・区分及び分別の方法等

(1) 収集区域

収集区域は本市の全域とします。

(2) 収集方法

家庭系ごみはステーション方式、戸別回収（臨時ごみ・ふれあい訪問収集）及び拠点回収による収集を行います。

3. 分別収集体制

収集品目については現状の体制（P.11 表2-3）を維持しつつ、国の方向性を注視しながら合理的かつ効率的な体制となるよう調査・研究を重ねます。

第6節 中間処理計画

中間処理は、収集運搬されたごみを減容化・再資源化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程です。本市では、中間処理において、再資源化が可能なものについては積極的に再資源化を行うこととし、可燃ごみについては、焼却施設にて焼却処理を、不燃ごみ等は破碎施設にて処理した後、残渣等の埋立処分を行います。

1. 中間処理の主体

本市域内から収集された一般廃棄物（ごみ）の中間処理については、本市の焼却処理施設、破碎処理施設及び北河内4市リサイクルプラザにおいて中間処理を行います。

2. 中間処理施設及び中間処理量

(1) 施設の種類、能力及び方式

中間処理施設の概要については表2-4（P.12）に示したとおりです。なお、破碎処理施設は稼働後26年を経過しており、適切な維持管理を行っていきます。

(2) 計画処理量

焼却処理量は、減量化・再資源化目標年度である令和12年度で46,212 t/年です。破碎処理施設及び北河内4市リサイクルプラザへの搬入量の見込みは減量化・再資源化目標年度である令和12年度において、破碎処理施設は4,706 t/年、北河内4市リサイクルプラザは5,508 t/年です。(表2-14)

表2-14 計画処理量の目標値

項目\年度	単位	実績	目標値	
			中間	最終
		R1	R7	R12
焼却処理対象物	t/年	55,312	49,985	46,212
破碎処理対象物	t/年	5,643	4,927	4,706
選別処理対象物	t/年	2,067	1,892	1,819
ヤード	t/年	4,023	4,735	5,459
古紙・古着	t/年	3,984	4,481	4,974
小型家電、蛍光管	t/年	40	254	485
他施設	t/年	88	84	81
スプレー缶	t/年	73	71	68
落葉等	t/年	16	13	13
リサイクルプラザ「かざぐるま」	t/年	4,236	4,905	5,508
ペットボトル・廃プラ	t/年	4,236	4,905	5,508
合計	t/年	71,369	66,527	63,785

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

第7節 最終処分計画

本市で発生したごみは、排出、収集・運搬及び中間処理の各段階で減量化、再資源化を実施しています。ごみの減量化は最終処分場での処分量を低減することが目的であり、本市ではごみの減量化を行うことにより焼却灰及び埋立対象物の減量化に取り組めます。

1. 最終処分の主体

中間処理後の最終処分については、大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。

2. 最終処分量

最終処分量の見込みは、減量化・再資源化目標年度である令和12年度において、7,321 t/年です。(表2-15)

表 2-15 最終処分量の目標値

項目\年度	単位	実績	目標値	
			中間	最終
		R1	R7	R12
最終処分量	t/年	8,339	7,885	7,321
焼却残渣	t/年	5,093	4,949	4,575
処理飛灰	t/年	2,054	1,924	1,779
選別残渣（埋立）	t/年	147	157	151
破碎不燃物	t/年	1,045	854	816

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況と課題

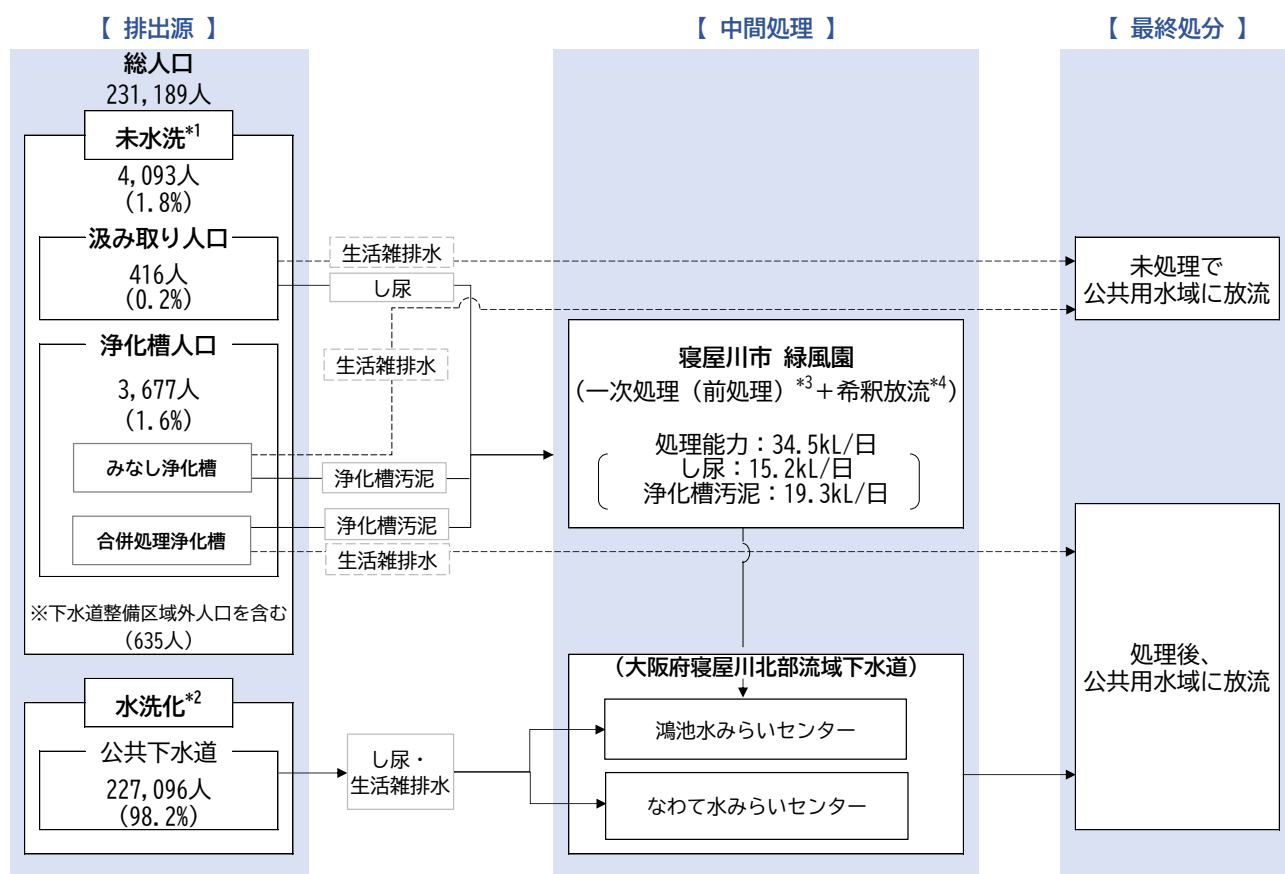
第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の流れ

本市では、令和元年度末現在、総人口の約98.2%が公共下水道で、残りの約1.8%が汲み取り又は浄化槽で生活排水を処理しています。

公共下水道で集められたし尿及び生活雑排水は、大阪府寝屋川北部流域下水道の鴻池水みらいセンター及びなわて水みらいセンターにて処理され、公共用水域に放流されています。

また、汲み取り及び浄化槽設置世帯から収集したし尿・浄化槽汚泥は本市のし尿処理施設である緑風園にて一次処理後、公共下水道に希釈放流し、鴻池水みらいセンターで処理を行い公共用水域へ放流しています。(図3-1)



*%は総人口に対する割合

*1 未水洗：公共下水道に未接続のもの

*2 水洗化：下水道整備区域内において下水道に接続し、し尿及び生活雑排水を公共下水道にて処理している状態

*3 一次処理(前処理)：収集したし尿や浄化槽汚泥から、石や砂等の夾雑物を取り除く処理工程

*4 希釈放流：前処理されたし尿・浄化槽汚泥を所定の濃度に水で薄めてから公共下水道に放流すること

図3-1 生活排水処理フロー (令和元年度)

2. 処理主体

生活排水の種類ごとの処理主体は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 処理主体

区分	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	生活雑排水、し尿	寝屋川市
合併処理浄化槽	生活雑排水、し尿	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	寝屋川市

3. 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道事業は、寝屋川北部流域関連公共下水道事業として、昭和44年度から事業着手し、昭和47年に鴻池下水処理場の供用開始にあわせて公共下水道の供用を開始しました。

本市は、淀川河川敷と一級河川区域を除く市域全域が下水道整備計画区域*¹であり、総人口に占める下水道整備区域*²内人口の割合である下水道普及率*³は、99.7%（令和元年度末）となっています。

また、下水道整備区域内人口に占める下水道接続人口*⁴の割合である水洗化率*⁵は、98.5%（令和元年度末）となっています。（図3-2、表3-2、表3-3）

- *1 下水道整備計画区域：下水道整備が計画されている区域
- *2 下水道整備区域：上記のうち、すでに下水道が整備された区域
- *3 下水道普及率：総人口に対する下水道整備区域内人口の割合
- *4 下水道接続人口：下水道整備区域内人口のうち、下水道に接続している人口
- *5 水洗化率：下水道整備区域内人口に対する下水道接続人口の割合



図3-2 公共下水道事業による整備状況図（令和元年度末時点）

表3-2 公共下水道の概要

下水道事業	全体計画区域面積 (ha) ①	下水道法事業計画区域面積 (ha) ②	令和元年度末整備状況						
			整備計画区域内人口(人) ③	処理区域内面積(ha)		処理区域内人口(人)		水洗化人口(人)	
				④	④÷①	⑤	⑤÷③	⑥	⑥÷⑤
寝屋川北部流域関連公共下水道	2,384	2,384	231,189	2,094	87.8%	230,554	99.7%	227,096	98.5%

表3-3 公共下水道の普及率及び水洗化率の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
総人口	人	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
下水道整備計画区域内人口	人	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
下水道整備区域内人口 (下水道普及率)	人 %	237,878 (99.7%)	236,112 (99.7%)	234,208 (99.7%)	232,258 (99.7%)	230,554 (99.7%)
下水道接続人口 (水洗化率)	人 %	232,882 (97.9%)	231,626 (98.1%)	229,978 (98.2%)	228,530 (98.4%)	227,096 (98.5%)
未接続人口	人	4,996	4,486	4,230	3,728	3,458
下水道整備区域外人口	人	668	646	643	638	635
下水道整備計画区域外人口	人	0	0	0	0	0

4. 生活排水処理形態別人口

公共下水道の整備を進めた結果、公共下水道接続人口は増加し、令和元年度末で227,096人となっています。過去5年間の推移をみると、家屋の建て替えなどにより汲み取り人口、浄化槽人口が減少しているほか、総人口の減少に伴い公共下水道接続人口も減少傾向にありますが、生活排水適正処理率は上昇しています。(表3-4、図3-2)

なお、本市の生活排水適正処理率は、平成30年度の時点で大阪府平均及び全国平均を上回っています。(表3-5)

表3-4 生活排水処理形態別人口の推移

項目\年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
総人口	人	238,546	236,758	234,851	232,896	231,189
公共下水道接続人口 (総人口に対する割合)	人 %	232,882 (97.6%)	231,626 (97.8%)	229,978 (97.9%)	228,530 (98.1%)	227,096 (98.2%)
汲み取り人口 (総人口に対する割合)	人 %	689 (0.3%)	664 (0.3%)	522 (0.2%)	465 (0.2%)	416 (0.2%)
浄化槽人口 (総人口に対する割合)	人 %	4,975 (2.1%)	4,468 (1.9%)	4,351 (1.9%)	3,901 (1.7%)	3,677 (1.6%)
合併処理浄化槽人口	人	2,843	2,553	2,487	2,229	2,101
みなし浄化槽人口	人	2,132	1,915	1,864	1,672	1,576
生活排水適正処理人口*1 (生活排水適正処理率*2)	人 %	235,725 (98.8%)	234,179 (98.9%)	232,465 (99.0%)	230,759 (99.1%)	229,197 (99.1%)

*1 生活排水適正処理人口：公共下水道接続人口と合併処理浄化槽人口の合計

*2 生活排水適正処理率：総人口に対する生活排水適正処理人口の割合

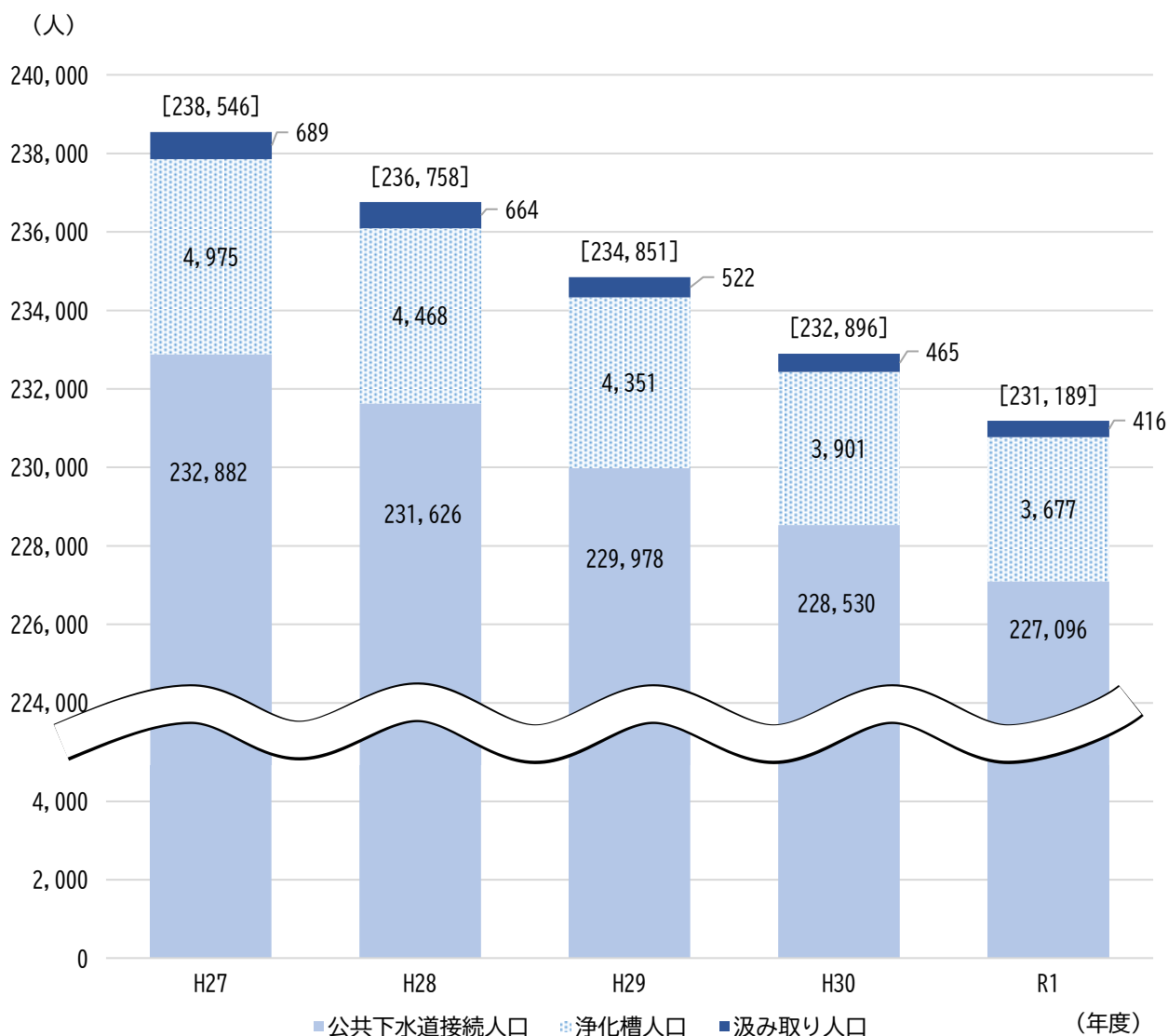


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

表3-5 生活排水適正処理率の比較 (平成30年度)

寝屋川市	大阪府平均	全国平均
99.1%	97.9%	91.4%

大阪府平均及び全国平均の出典: 「都道府県別汚水処理及び下水道処理普及率 (平成30年度末)」



寝屋川市の大部分の世帯で、生活排水処理に下水道が使われています。下水道や合併処理浄化槽を使うと、し尿だけでなく生活雑排水も適正に処理できます。

5. し尿及び浄化槽汚泥量

公共下水道整備を進めた結果、し尿及び浄化槽汚泥量は減少傾向にあります。(表3-6、図3-3)

表3-6 寝屋川市緑風園におけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

項目		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	収集量	kL/年	2,205	1,899	1,380	996	878
	収集人口	人	689	664	522	465	416
	原単位	L/人・日	8.74	7.84	7.24	5.87	5.77
浄化槽汚泥	収集量	kL/年	1,384	1,524	1,407	1,322	1,328
	収集人口	人	4,975	4,468	4,351	3,901	3,677
	原単位	L/人・日	0.76	0.93	0.89	0.93	0.99
収集量合計		kL/年	3,589	3,423	2,787	2,318	2,206
1日当たり収集量		kL/日	9.81	9.38	7.64	6.35	6.03

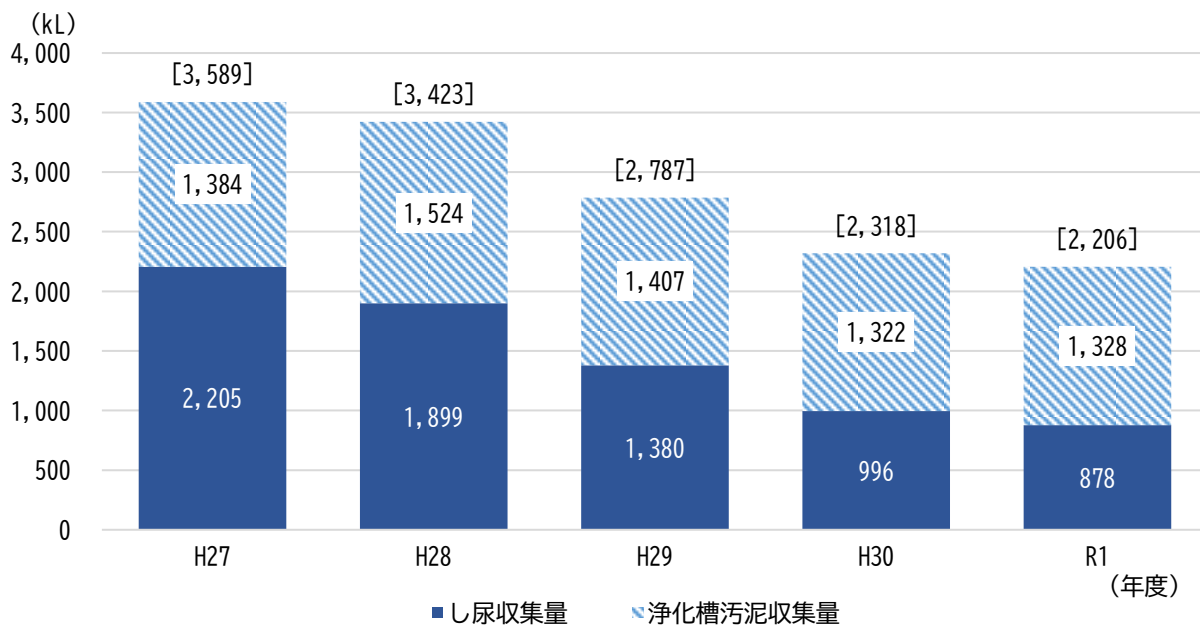


図3-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

6. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

1) 収集区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は市内全域です。

2) 収集区分及び収集形態

令和元年度においては、し尿は委託業者及び許可業者が、浄化槽汚泥は許可業者が収集を行っています。(表3-7)

表3-7 収集区分及び収集形態

収集区分		収集形態	収集方法
し尿	一般家庭	委託業者(1者)	戸別収集：月1回から2回
	一般家庭以外	委託業者(1者)	従量制
	工事現場等の仮設トイレ	許可業者(1者)	戸別収集：随時
浄化槽汚泥		許可業者(12者)	戸別収集：随時

3) 処理手数料

し尿及び浄化槽汚泥処理手数料は表3-8に示すとおりです。

表3-8 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料

区分		手数料		
し尿	一般家庭 (定期汲み取り)	月1回	基本料	1世帯につき月額1,000円
			人数割	1人につき月額800円
		月2回	基本料	1世帯につき月額1,500円
			人数割	1人につき月額1,200円
	著しく排出量の多い物又は人員によって算出し難い物	—	従量制	18Lまでごとに400円
浄化槽汚泥	市長の指示する場所に搬入する物を処分するとき(処分)	—	従量制	180Lまでごとに500円

7. し尿及び浄化槽汚泥処理施設の状況

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要を表3-9に示します。

処理方式については、平成19年度より高速酸化・高度処理から一次処理（前処理）後、公共下水道への希釈放流に切り替えて、運転しています。

また希釈に用いる水については、平成24年度より工業用水から「なわて水みらいセンター」の処理水に変更し、処理に要する経費節減を行っています。

表3-9 施設の概要

名 称	寝屋川市緑風園
所 在 地	寝屋川市讃良東町7番1号
実施主体	市（委託）
搬入区分	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	下水道放流 一次処理（前処理）＋希釈放流
処理能力	34.5kL/日（し尿：15.2kL/日 浄化槽汚泥：19.3kL/日）

8. 前計画の予測値と実績との比較

前回計画の中間年度、最終年度と実績の比較を行いました。最終予測年度は令和2年度ですが、現時点での最新データである令和元年度の実績値と比較を行いました。

公共下水道への接続が円滑に進み、公共下水道接続人口は前計画予測値を上回っています。しかし、合併浄化槽人口及びみなし浄化槽人口の減少が緩やかなことから、生活排水適正処理率は、前計画予測値を下回っています。（表3-10）

表3-10 予測値と実績との比較（生活排水処理）

項目\年度	単位	前計画予測値		実績	
		中間 (平成27年度)	最終 (令和2年度)	平成27年度	令和元年度
総人口	人	228,559	215,360	238,546	231,189
公共下水道接続人口	人	225,177	214,021	232,882	227,096
汲み取り人口	人	2,990	1,160	689	416
浄化槽人口	人	392	179	4,975	3,677
合併処理浄化槽人口	人	39	17	2,843	2,101
みなし浄化槽人口	人	353	162	2,132	1,576
生活排水適正処理人口	人	225,216	214,038	235,725	229,197
(生活排水適正処理率)	%	(98.5%)	(99.4%)	(98.8%)	(99.1%)

9. 市内公共用水域の水質

本市の主要河川である寝屋川での水質測定結果は、表3-11のとおりです。代表的な河川水質の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）*について環境基準値を満たしています。

表3-11 寝屋川における水質測定結果

(単位：mg/L)

測定地点	調査回数	年度	生物化学的酸素要求量 (BOD)		
			最小～最大	平均	環境基準
寝屋川 萱島橋 (環境基準点)	年12回 (毎月1回)	平成27年度	0.9 ~ 3.0	1.9	C類型 (5mg/L以下)
		平成28年度	0.6 ~ 2.2	1.4	
		平成29年度	0.8 ~ 2.7	1.6	B類型 (3mg/L以下)
		平成30年度	1.2 ~ 2.4	1.7	
寝屋川 清水橋 (準基準点)	年4回	平成27年度	2.3 ~ 3.1	2.7	C類型 (5mg/L以下)
		平成28年度	1.3 ~ 3.2	2.3	
		平成29年度	1.8 ~ 2.9	2.6	B類型 (3mg/L以下)
		平成30年度	1.7 ~ 2.5	2.0	

出典：ねやがわしの環境 令和元年度版（平成30年度報告）

第2節 生活排水処理に係る課題

1. 公共下水道への接続

下水道は、都市の基盤施設として、トイレの水洗化による生活環境の改善や公共用水域の水質の保全など、快適な市民生活を送るうえで大きな役割を果たしています。

本市の水洗化率はすでに98.5%であり、過去5年間においても微増していますが、引き続き残された未水洗世帯の公共下水道への接続を促すことが必要です。

2. 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、適正に維持管理が行われない場合、処理性能が十分に発揮されず公共用水域の水質汚濁の原因となりますので、浄化槽の管理者に対して清掃、保守点検、法定検査を行うよう啓発及び指導を行う必要があります。

3. 処理施設の適正な運営及び維持管理

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の一次処理等を行う寝屋川市緑風園は、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕を行っていくとともに広域化も視野に入れた検討を進めていく必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理形態別人口の将来目標

将来人口（総人口）は、「寝屋川市人口ビジョン」（平成28年2月策定）に示す人口を採用します。また、「第六次総合計画」に即して令和9年度に水洗化率を100%とすることとして公共下水道接続人口を設定し、令和9年度までは直線的に推移するものとし、残る人口（総人口－公共下水道接続人口）を、令和元年度の汲み取り及び浄化槽人口比率にて按分しました。また、公共下水道への接続を推進していくことにより、生活排水適正処理率の向上を図り、目標年度である令和12年度において生活排水適正処理率を99.9%とします。

あわせて、今後も利用が続く合併処理浄化槽については、適正な維持管理に努めます。

将来の生活排水処理形態別人口を表3-12に示します。

表3-12 生活排水処理形態別の将来目標

項目\年度	単位	実績			目標		
		令和元年度	令和7年度	令和12年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
総人口	人	231,189	222,739	215,025			
（下水道整備区域内人口）	（人）	（230,554）	（222,127）	（214,616）			
公共下水道接続人口	人	227,096	221,461	214,616			
（水洗化率）	（%）	（98.5%）	（99.7%）	（100.0%）			
汲み取り人口	人	416	130	42			
浄化槽人口	人	3,677	1,148	367			
合併処理浄化槽人口	人	2,101	656	210			
みなし浄化槽人口	人	1,576	492	157			
下水道整備区域外人口	人	635	612	409			
生活排水適正処理人口	人	229,197	222,117	214,826			
（生活排水適正処理率）	（%）	（99.1%）	（99.7%）	（99.9%）			

第2節 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

平成27年度から令和元年度の直近5年間の実績から、し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出原単位を設定し、これに予測人口を乗じて将来のし尿及び浄化槽汚泥量を算出しました。（表3-13、図3-4）

表3-13 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

項目\年度	単位	実績			目標		
		令和元年度	令和7年度	令和12年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
要処理量	kL/年	2,206	607	195			
し尿	kL/年	878	226	73			
浄化槽汚泥	kL/年	1,328	381	122			

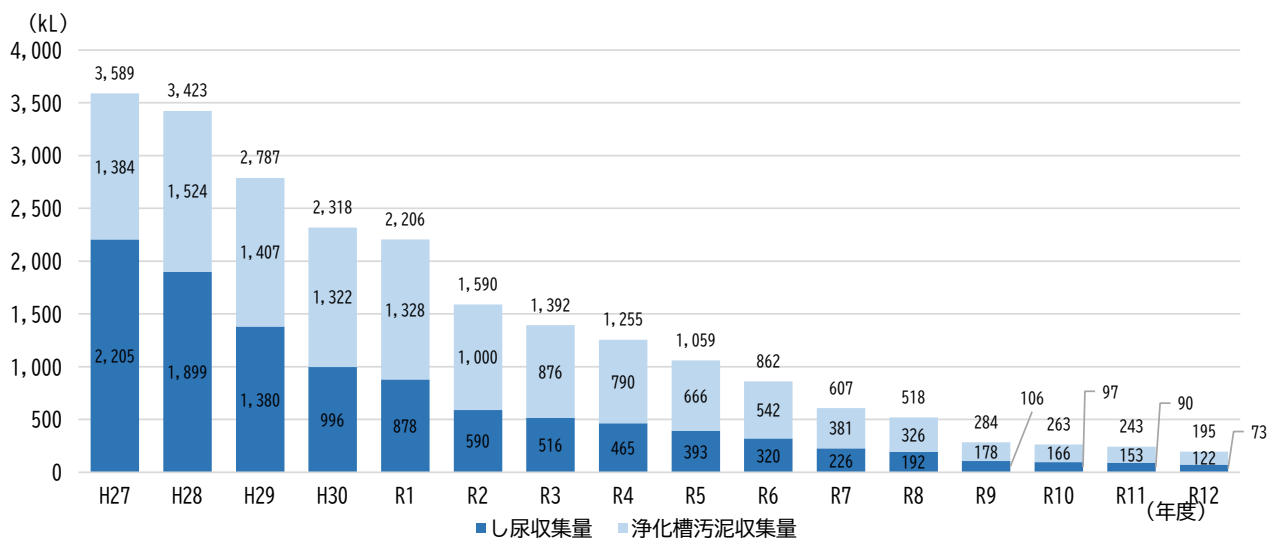


図3-4 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

将来的には下水道接続率100%をめざします。



第3節 基本方針

●基本方針1 生活排水処理の推進

下水道整備区域においては下水道への接続100%を目指します。下水道未整備区域については、公共下水道の整備を進めるとともに、汲み取り及びみなし浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めます。

●基本方針2 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理の徹底について管理者に向けて啓発及び指導し、処理性能の維持及び衛生的で快適な環境の確保に努めます。

●基本方針3 処理施設の適正な運営と維持管理

し尿及び浄化槽汚泥処理施設の管理・運営及び計画的な修繕を適切に実施するとともに、将来の処理量に見合った効率的な施設運営体制を広域化も視野に入れ、構築します。

第4節 生活排水処理基本計画

1. 下水道未接続世帯対策

水洗化率の向上を図るため、下水道整備区域における下水道未接続世帯（浄化槽・汲み取り）に対し、引き続き公共下水道への接続を促します。

なお、経済的な理由で公共下水道に接続しない方に対し、接続に伴う工事費用の助成制度及び融資あっせん制度を積極的に周知し、その活用を働きかけます。

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制

人口減少や下水道接続の進展に伴い、汲み取りし尿や浄化槽汚泥は今後一層減少することが見込まれています。このため、これらを効率的に収集し、効果的な処理体制を推進していきます。

し尿処理については、収集・処理経費に見合った負担のあり方や適切な汲み取りし尿・浄化槽汚泥の処理の検討など合理的かつ効率的な運営に努めます。

また、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の「一次処理（前処理）及び希釈処理」に際しては、周辺環境の保全に十分努めます。

3. し尿及び浄化槽汚泥処理施設の方向性

市内から発生するし尿・浄化槽汚泥を適正に処理するため、し尿・浄化槽汚泥処理施設の管理・運営及び計画的な修繕を適切に実施するとともに、減少する処理量へ対応するため、広域化等の検討を含め、効率的な施設運営の検討を進めます。

4. 公共用水域の保全に関する啓発

汲み取り及びみなし浄化槽設置世帯に対し、生活雑排水対策の必要性や浄化槽の適正管理の重要性等を周知するため、積極的に啓発を行います。

コラム 《生活排水処理》 × 《持続可能な開発目標 SDGs》

生活排水処理に係る施策は、水環境、持続可能なまち、排出責任、海の豊かさに係る SDGs ゴールの実現に寄与しています。また各ゴールは、環境教育や市民・事業者・行政等のパートナーシップにより総合的に達成され、その結果住み続けられる寝屋川市の実現をめざすものです。



コラム 暮らしの中の生活雑排水対策

台所	食事や飲み物は必要な分だけつくり、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐ。
	食器を洗う前に、油汚れなどはふき取る。
	米のとぎ汁は植木の水やりに。養分を含んでいるので、よい肥料になる。
	水切り袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいごみをキャッチ
	残った油は継ぎ足して使ったり、炒めものに使うなど、できるだけ捨てない努力を。やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。
	食器を洗うときは洗い桶を使用し、洗剤は適量を見ずで薄めて使う。
お風呂	髪の毛などは排水溝に目の細かいネットを張ってキャッチ。
	シャンプー・リンスは適量を守る。
洗濯	お風呂の残り湯は洗濯に。温水なので汚れ落ちがよくなる（衛生上、すすぎは水道水で）。
	洗剤は計量スプーンでしっかり計って。多く入れても汚れ落ちがよくなるわけではない。くず取りネットを取り付けて、細かいごみをキャッチ
トイレ	トイレは使用後にちょこちょこっと掃除しましょう。そうすれば、洗剤使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくてすみます。

出典：環境省生活排水読本